
目 次

序章 景観形成の考え方.....	1
第1節 景観計画の目的と位置づけ.....	1
1 南九州市総合計画における位置づけ.....	1
第2節 景観形成の考え方.....	3
1 本市の景観形成を取り巻く主な課題.....	3
2 南九州市の景観の現状.....	6
3 景観計画策定の基本的な考え方.....	12
第1章 景観計画の区域.....	14
第2章 良好な景観の形成に関する方針.....	15
第1節 景観形成の目標.....	15
第2節 景観形成の基本方針.....	15
第3節 ゾーンごとの景観形成方針.....	18
1 山林ゾーン.....	19
2 田園ゾーン.....	21
3 海岸・河川ゾーン.....	23
4 市街地ゾーン.....	25
第4節 景観形成重点地区候補地・景観推進区域・景観形成重点地区.....	26
1 設定のフロー.....	26
2 個別計画の概要.....	27
第5節 景観形成重点地区候補地の景観形成方針.....	28
1 景観形成重点地区候補地の設定.....	28
2 景観形成重点地区候補地の概要.....	30
第6節 景観重要公共施設の景観形成方針.....	45
1 景観重要路線.....	45
2 景観重要河川.....	50
第3章 良好な景観形成のための行為の制限.....	54
第1節 建築物・工作物の新築，増築，改築等.....	55
1 対象行為の規模.....	55
2 建築物・工作物（再生可能エネルギーを除く）景観形成基準.....	56
3 再生可能エネルギー施設の景観形成基準.....	58
第2節 建築物の建設等のための開発行為.....	59
1 対象行為の規模.....	59
2 開発行為の景観形成基準.....	59
第3節 土地の開墾，土砂の採取，鉱物の採取その他土地の形質の変更.....	60
1 対象行為の規模.....	60

2 景観形成基準.....	60
第4節 木竹の伐採又は植栽.....	61
1 対象行為の規模.....	61
2 景観形成基準.....	61
第5節 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積.....	62
1 対象行為の規模.....	62
2 景観形成基準.....	62
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定方針.....	63
第1節 景観重要建造物.....	63
第2節 景観重要樹木.....	64
第3節 景観重要公共施設.....	65
第4節 その他景観重要資産.....	66
第5章 屋外広告物の制限.....	67
1 対象行為の規模.....	67
2 屋外広告物の景観形成基準.....	67
第6章 景観農業振興地域整備計画.....	68
第7章 景観づくりの推進.....	69
第1節 取り組み体制の構築.....	69
第2節 届出制度の円滑な運用.....	71
1 届出制度の運用.....	71
2 景観形成ガイドライン.....	72
3 景観計画の周知.....	72
第3節 景観づくりの取り組みに対する支援.....	73
1 景観に関する情報提供の実施.....	73
2 景観づくりを担う人材の育成.....	73
3 組織づくりへの支援.....	73
4 景観づくりの推進.....	73

序章 景観形成の考え方

第 1 節 景観計画の目的と位置づけ

1 南九州市総合計画における位置づけ

1) 景観計画策定の目的

本市には、重要伝統的建造物保存地区である知覧武家屋敷庭園群の歴史的街なみや清水磨崖仏群など貴重な歴史的文化遺産があります。

そのほか、開聞岳を眺望できる番所鼻自然公園・瀬平公園などの海岸線をはじめ、茶生産量日本一を誇る広大な茶畑や万之瀬川沿いに広がる田園風景、また大野岳や知覧武家屋敷庭園群の借景となっている母ヶ岳など地域固有の多彩で美しい眺望景観があります。

このような景観は、本市にとっての重要な景観資源であるとともに、貴重な観光・文化資源でもあります。

景観とは、まちや地域の「風景」や「景色」ですが、「見た目」だけではなく、歴史や伝統、文化などが蓄積し、市民の暮らしぶりが反映され、親しみと共に「意味のある場所」として目に見えるかたちとなって現れたものです。

景観を良くすることは、「快適で過ごしやすい美しいまちづくり」そのものであり、世代を超えた市民共通の宝として、未来を担う次の世代へ引き継いでいく必要があります。

地域にふさわしい良好な景観の形成は、住む人々が郷土への愛着を感じるとともに、訪れる人々の関心を集め、そこから様々な交流が生まれます。

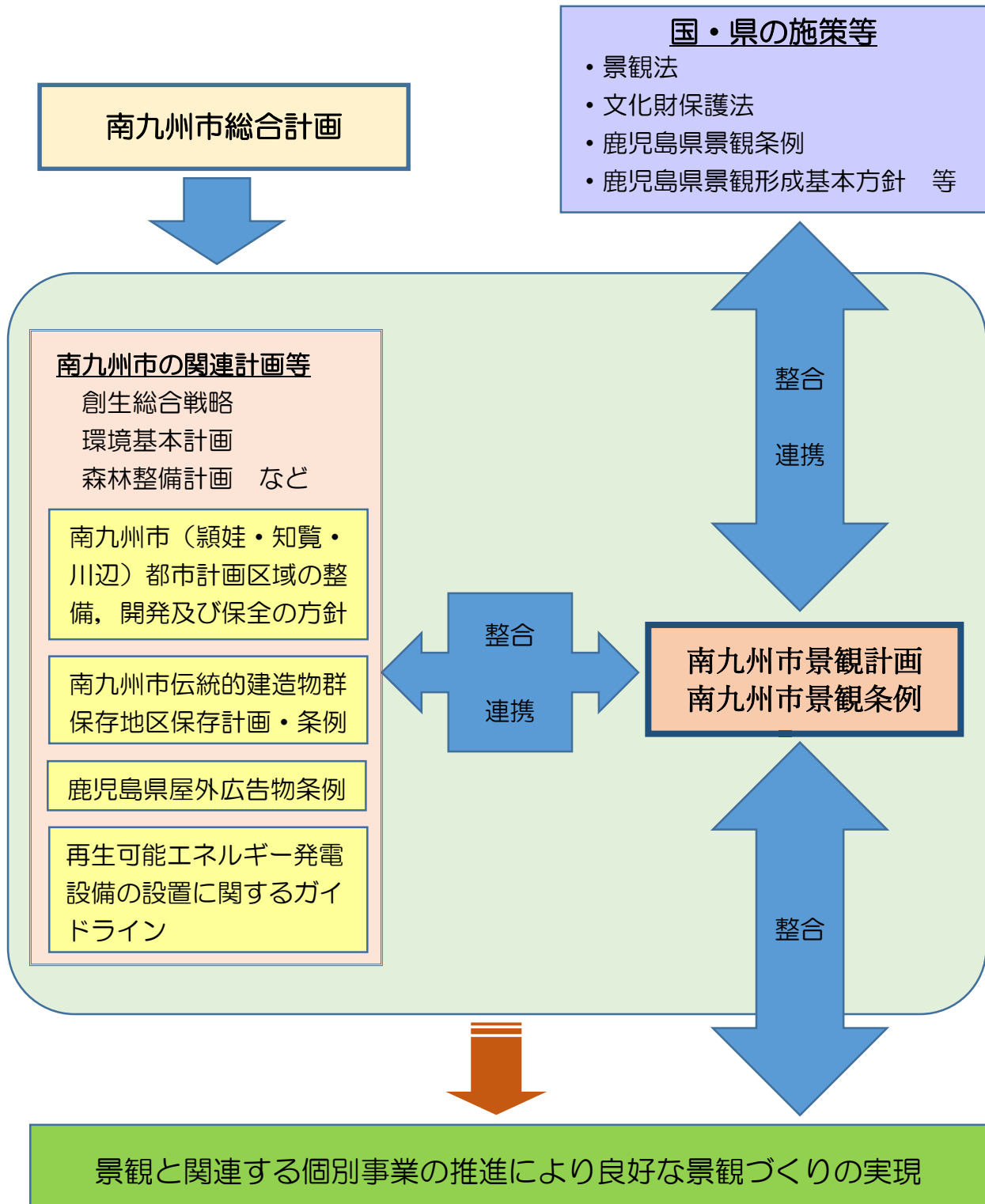
景観計画は、平成 16 年に施行された「景観法」に基づき策定するもので、今後の景観づくりに向けての方針や行為の制限に関する事項を定めることができます。景観形成重点地区の景観づくりをはじめ、地域ごとの特性を生かしながら、南九州市らしい景観づくりを進めます。

なお、景観資源の保全や活用にあたっては、地域住民のご理解や協力、保全活動はもちろんのこと、市民・事業者・行政の協働により守り、育てることが重要になります。

本計画は、南九州市の自然景観・歴史景観等、地域固有の特性の現状を踏まえ、地域の活性化・魅力向上に資する良好な景観の形成と保全を目的とします。

2) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づき策定するものであり、本市の景観づくりの基本計画です。この計画は、本市の上位計画である「南九州市総合計画」に即するとともに、その他の関連計画と整合を図りながら、本市における景観形成に関する基本方針を示したものと位置づけます。



第2節 景観形成の考え方

1 本市の景観形成を取り巻く主な課題

1) まちづくりの現状と課題

○ 過疎化と少子高齢化

少子高齢化の進行により、地域の担い手不足や耕作放棄地、空き家の増大、高齢者世帯の増加等の課題が顕在化し、地域の景観にも影響が及ぶ現状にあります。



○ 農業生産の維持、拡大

南九州市は、茶や畜産・園芸作物等の県内有数の農業地帯であり、大型農業機械の導入や集落営農組織の育成強化が必要となっています。

一方で、小規模農家や中山間地域での営農対策も必要となっております。

このような中、田園地帯の景観の現状も様々な様相を呈しており、今後、周辺の山並みや田園を活かした景観づくりが期待されます。



○ 市街地の活性化

南九州市の各地域の市街地は、小規模事業所が多く、中心街も閑散としており、シャッター街の様相も一部顕在化し、空き家や空地も増加している状況にあります。

魅力のある街並みの形成を図り、景観づくりを主体とした地域活性化が必要となっています。



○ 地域資源を活かした観光の推進

南九州市は、知覧武家屋敷群や知覧特攻平和会館等知名度の高い観光資源を有し、今後とも観光振興が期待されるところであります。

また、新たな地域資源を発掘し、より魅力的なものとして醸成していくことが求められます。



2) ワークショップ等における市民意向

○ ワークショップにおける市民意向

本計画におけるワークショップ（WS）は、颯娃地域、知覧地域、川辺地域の3地域において開催し、それぞれ「景観の良いところ、悪いところ、もう少しでいいところ」「景観形成重点地区候補地の設定」「景観の将来像」等について、地域の代表者や公募による参加者から様々な意見が出されています。

- ・眺望景観の保全
- ・歴史的景観の保全
- ・観光道路等の沿線景観の保全
- ・水辺（河川・海岸）景観の保全
- ・山並み景観の保全
- ・田園景観の保全
- ・景観教育等意識向上のための啓発



景観資源の発掘・活用

ワークショップで挙げられた「景観の良いところ、悪いところ」の意見

項 目	内 容
景観の良いところ	・開聞岳の眺望景観（茶畑や海岸線からの眺望） ・大野岳からの眺望 ・伝建地区の歴史的景観 ・岩屋公園等の桜並木等 ・番所鼻自然公園、瀬平公園等のある海岸線
悪いところ	・管理がされていない山林，伐採された山林 ・田園地域の耕作放棄地 ・茶畑の防霜ファンや電柱 ・道路，鉄道沿い，河川，海岸の維持管理 ・空き家，空き店舗の増加 ・太陽光発電設備の乱立



颯娃地域



知覧地域



川辺地域

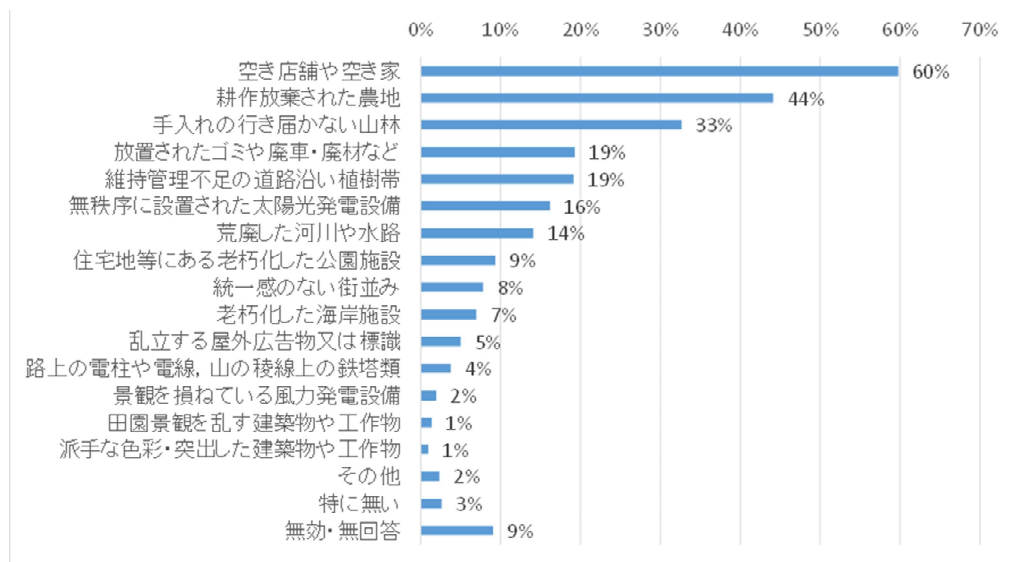
○ アンケート調査における市民意向

アンケート調査は、一般市民や市内の学校に通う高校生を対象に実施し、本市の景観に関する現状の評価や良いと感じている資源、今後進めるべき景観に関する施策等の意見を収集・分析しております。

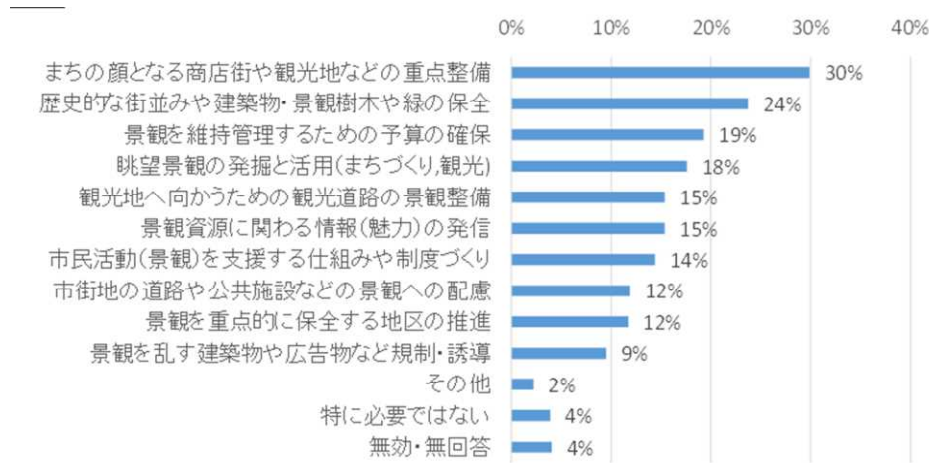
「好きな景色や気に入っている風景」のご意見

額娃地域	知覧地域	川辺地域
番所鼻自然公園	平和公園	岩屋公園
大野岳	武家屋敷	磨崖仏
瀬平公園	高塚丘	諏訪運動公園
釜蓋神社	後岳の茶畑	岩屋公園までの桜並木
大根やぐら	御茶屋の場公園	八瀬尾の滝

「景観を損ねていると感じるもの」についての回答



「南九州市が景観に関し取り組むべきこと」についての回答



(別紙アンケート調査結果資料参照)

2 南九州市の景観の現状

1) 南九州市の景観の主な特徴と魅力

【本市特有の景観】

○ 鹿児島県の麓集落を代表する歴史的景観

知覧の麓地区は、国の重要文化財として伝統的建造物群保存地区に指定され、庭園・生垣・石積や門・古民家等歴史的な景観を呈しています。



麓集落



森重堅庭園



平山克己庭園

○ 薩摩富士としての開聞岳を眺望する景観

開聞岳は、薩摩富士と称され、その眺望は、大野岳や高塚丘、広域農道等からの眺望として、東シナ海の日浜と相まって美しい景観を呈しています。



海浜と開聞岳の眺望



茶畑と開聞岳の眺望

○ 日本有数の茶畑のある田園景観

知覧地域や瀬戸地域には日本有数の茶畑が広がっており、周辺の山並みと相まって美しい田園景観を呈しています。



広々とした茶畑の景観



段々畑の景観

○ 自然の豊かさを感じられる川、海、山のある自然景観

知覧の麓川は、護岸のモミジやシイ・カシ林等豊かな自然河川の様相を呈しており、また、岩屋公園周辺は、清水磨崖仏とともに清らかな水を活用した河川景観を呈しています。

さらに、穎娃地域の番所鼻自然公園や知覧地域の海浜は、開聞岳や東シナ海を眺望できる自然景観を呈しています。



麓川の河川景観



岩屋公園



番所鼻自然公園

この他、ワークショップにおいて、次のような景観があげられています。

【その他の景観の特徴】

- 特攻平和会館前の桜並木、イチョウ並木
- 亀甲城、知覧城の城跡や矢櫃橋等の石橋
- 豊玉姫神社、飯倉神社、釜蓋神社等の神社・仏閣



平和公園の桜並木



知覧城



釜蓋神社



矢櫃橋



旧勝目郵便局

2) 南九州市の景観の主な課題

南九州市における景観上の課題として、空き家や老朽化した建物及び耕作放棄地の増加、再生可能エネルギー開発による発電設備や電波塔等の増加による景観阻害、中心市街地の衰退等があげられます。

○ 歴史的な景観に影響する建築や空き家および看板・標識等の増加



空き家



看板



標識

○ 田園景観を阻害する耕作放棄地の増加



○ 再生可能エネルギー開発による発電設備や電波塔等の増加



太陽光発電施設



風力発電施設

○ 老朽化した建物・工作物，屋外広告物



老朽化した柵



破損した看板

○ 中心市街地の衰退



知覧商店街



川辺商店街



顚娃町商店街

○ 伐採や碎石採取、維持管理の行き届かない山林の荒廃



山林の伐採



碎石の採取場

以上のような課題に対応した景観のルールづくりとともに、景観形成重点地区候補地を設定し、景観形成重点地区指定に向けて、地域住民と合意形成を図りながら個別のルールづくりを行い、今後良好な景観づくりを推進していくことが必要です。

【課題と現状から導かれる景観計画策定に向けての4つの視点】

本市の景観形成を取り巻く主な課題は、過疎化・少子高齢化、農業生産の維持・拡大、市街地の活性化、地域資源を活かした観光の推進等があります。

また、市民のニーズやアンケート・ワークショップ等においては、南九州市の特性を活用した景観形成の意向があげられています。

このような本市特有の景観や課題および市民ニーズを踏まえ、景観形成策定に向けて、4つの視点を設定します。

本市の景観形成を取り巻く主な課題

● まちづくりの現状と課題

過疎化と少子高齢化

農業生産の維持・拡大

市街地の活性化

地域資源を活かした観光の推進

● 市民ニーズ：アンケート、ワークショップ等での意見

眺望景観の保全
(開聞岳, 大野岳, 母ヶ岳等)

歴史的景観の保全
(知覧武家屋敷, 釜蓋神社等)

観光道路等の沿線景観の保全
(南薩縦貫道, 広域農道等)

水辺(河川・海岸)景観の保全
(麓川, 馬渡川, 瀬平自然公園等)

田園景観の保全
(茶畑等)

景観資源の発掘・活用
(石橋, 歴史的建造物等)

景観教育等意識向上のための啓発

景観の現状

本市特有の景観

鹿児島県の麓集落を代表する
歴史的景観

薩摩富士としての開聞岳を
眺望する景観

日本有数の茶畑のある田園景観

自然の豊かさを感じられる
川、海、山のある自然景観

主な課題

歴史的な景観を阻害する建築や
空き家及び看板・標識等の増加

田園景観を阻害する耕作放棄地
の増加

再生可能エネルギー開発によ
る発電設備や電波塔等の増加

老朽化した建物・屋外広告物
派手な色彩の店舗

中心市街地の衰退

伐採や碎石採取、維持管理の
行き届かない山林の荒廃

景観計画策定に向けての 4つの視点

1

美しい眺望景
観の保全と
活用

2

地域の歴史的
まちなみ景観
の保全と継承

3

市民・事業
者・行政との
協働による
景観づくり

4

新たな景観資
源の発掘と南
九州市の景観
の情報発信

3 景観計画策定の基本的な考え方

1) 景観計画策定に向けての4つの視点

景観計画は、前項までの南九州市の景観の現状及び景観の主な課題を踏まえ、効果的かつ計画的な景観形成の策定に向けて、次の4つの視点を設定します。

景観計画策定に向けての4つの視点

1 美しい眺望景観の保全と活用

南九州市においては、「薩摩富士」と呼ばれる風光明媚な開聞岳や大野岳並びに周辺の良い山並みを眺望する視点場や番所鼻自然公園・瀬平自然公園等美しい海浜景観を眺望する視点場が至るところにあります。

2 地域の歴史的まちなみの保全と継承

南九州市には、「薩摩の小京都」と呼ばれ、伝統的建造物群保存地区として国指定された知覧の麓集落や川辺地域の清水磨崖仏・飯倉神社等の歴史資源、瀬戸地域の新蓋神社やかつて貿易港として栄えた港等歴史的なまちなみや歴史資源が存在しています。

3 市民・事業者・行政との協働による景観づくり

南九州市は、道路や河川・海岸の草払いや清掃等市民が維持管理に参画し、きれいな道路や河川の確保に努めております。

このような取り組みを今後とも継続し、市民・事業者・行政が協働し、若者や市外者の参画も図るなどして、一体となった景観づくりを推進していくことが重要です。

4 新たな景観資源の発掘と南九州市の景観の情報発信

南九州市には、様々な文化財とともに、まだあまり知られていない良好な景観を呈するところがあり、ワークショップやアンケート調査においても守り、育て、活用したい景観資源が数多くあげられています。

景観計画策定に向けての 4 つの視点に基づき、景観計画、景観条例等により、次のような施策に取り組む必要があります。

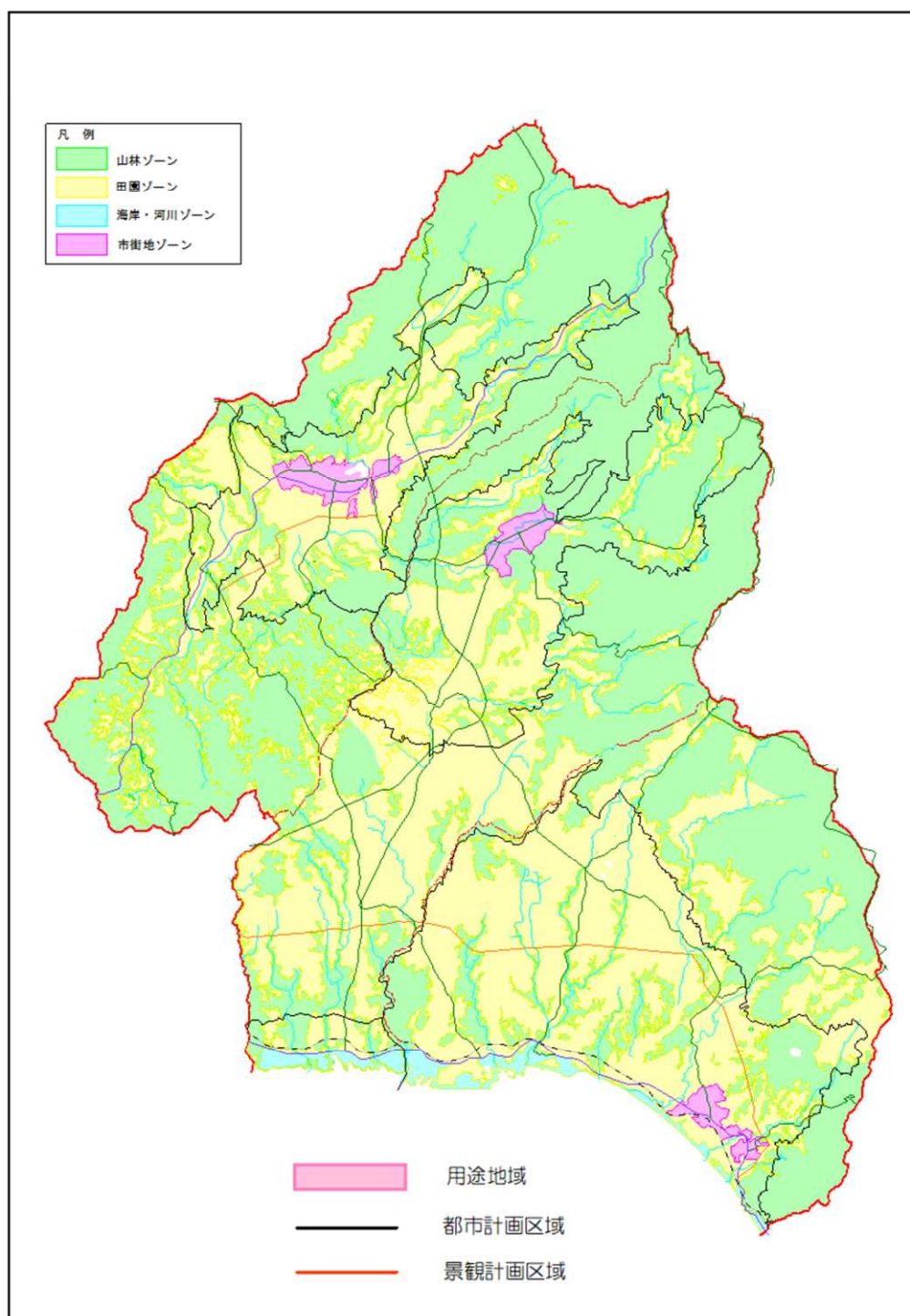
【景観計画・景観条例などにより取り組む施策】

景観計画策定に向けての主な視点		施 策
大項目	小項目	
(1) 美しい眺望景観の保全と活用	眺望景観を守る	・ 工作物の規制・誘導 ・ 景観阻害要因の除去・改善 ・ 屋外広告物の規制・誘導 ・ 電柱・電線の移設 ・ 新たな視点場の発掘・活用
(2) 地域の歴史的まちなみの保全と継承	歴史的景観資源を守る	・ 借景となる山並みの保全 ・ 建築物・工作物の規制・誘導 ・ 屋外広告物の規制・誘導 ・ 景観形成重点地区の指定 ・ 空き家・空き地の対策強化
(3) 市民・事業者・行政との協働による景観づくり	市民・事業者・行政が一体となって守り、育て、活用する景観づくり	・ 地域での景観資源の発掘 ・ 地域景観づくり活動への支援 ・ 民間開発事業の環境影響評価・規制・誘導 ・ 景観推進事業等への支援
(4) 新たな景観資源の発掘と南九州市の景観の情報発信	観光振興と地域活性化につながる情報の発信	・ 観光地・観光ルート周辺の景観づくり ・ SNS等による情報発信 ・ 講演会やパンフレット配布等による啓発

第1章 景観計画の区域

1 景観計画区域の指定

本市の景観の現状及び課題を踏まえ、今後南九州市の将来像を計画する上で、全市でその実現に向けて取り組む必要があり、景観計画区域は、全市域を指定し、計画することとします。



景観区域図

第2章 良好な景観の形成に関する方針

景観計画策定に向けての4つの視点を踏まえ、本市の良好な景観の形成を図るための目標と基本方針は、以下のとおりとします。

第1節 景観形成の目標

- 1 本市の特性を活用した南九州市らしい景観の創造を図ります。
- 2 市民のまちづくりと連動し、地域の魅力を引き出す景観形成を推進します。
- 3 地域の貴重な景観資源を活用し、更に景観の魅力の向上に努めます。
- 4 市民・事業者・行政が協働して、守り、育て、活用していく景観形成を推進します。

第2節 景観形成の基本方針

【景観形成の目標と基本方針】

景観形成の目標	景観形成の基本方針
本市の特性を活用した南九州市らしい景観の創造を図ります	①眺望景観や田園景観，歴史景観等を保全・活用し，観光振興と地域活性化を促進する景観を創造します。
市民によるまちづくり活動と連動し，地域の魅力を引き出す景観形成を推進します	②市民によるまちづくり活動やボランティア活動と連携し，各地域の魅力ある景観形成を推進します。
地域の貴重な景観資源を活用し，更に景観の魅力の向上に努めます	③豊かな自然や田園，貴重な歴史・文化資源を活用した景観形成を目指します。 ④道路や河川，鉄道等における良好な景観形成を推進します。
市民・事業者・行政が協働して，守り，育て，活用する景観形成を推進します	⑤景観に配慮した事業の推進，景観のルールづくり，啓発・誘導の推進を図ります。 ⑥市民・事業者・行政が一体となって，守り，育て，活用する景観形成を推進します。

①眺望景観や田園景観，歴史景観等を保全・活用し，観光振興と地域活性化を促進する景観を創造します。

- ・南九州市らしい景観形成を推進するため，本市の地形・土地利用をベースとして，山林・田園・市街地・海岸・河川のゾーンに区分し，各ゾーンの課題に対応した景観形成方針を設定します。
- ・山や海，田園等の眺望の視点場においては，良好な景観を保全し，形成するため，景観の向上に資するルールづくりを推進します。
- ・観光振興と地域活性化の促進を図るため，新たな眺望景観の視点場の発掘を推進します。

②市民によるまちづくり活動やボランティア活動と連携し，各地域の魅力ある景観形成を推進します。

- ・地域の魅力ある景観形成を図るため，各地域の地区公民館，コミュニティ単位等やボランティア団体と連携し，景観形成の向上に資する活動を推進します。

③豊かな自然や田園，貴重な歴史・文化資源を活用した景観形成を目指します。

- ・貴重な景観資源を保全・活用するため，良好な景観の形成に資するルールづくりや景観阻害要因の改善を推進します。
- ・新たな景観資源を発掘し，さらに地域の魅力を引き出す景観形成を推進します。

④道路や河川，鉄道等における良好な景観形成を推進します。

- ・地域の骨格となっている道路・河川・鉄道を景観重要路線とし，各施設の課題を踏まえた景観形成方針を設定します。
- ・主要な観光路線においては，新たな眺望ポイントを設定する等，観光振興につながる景観形成を推進します。

⑤景観に配慮した事業の推進，景観のルールづくり，啓発・誘導の推進を図ります。

- ・再生可能エネルギーの開発や電波塔等の情報基地施設の建設は，景観に配慮した事業の推進を図るため，その啓発・誘導の推進を図ります。
- ・建築物や工作物等の建設は，良好な景観の形成を図るため，周辺と調和した色彩，高さ等の行為制限の規制・誘導を推進します。
- ・市民等の景観への意識の向上と取組を促進するため，景観に関する講演会，パンフレットの作成等，市民への啓発活動を推進します。

⑥市民・事業者・行政が一体となって，守り，育て，活用する景観形成を推進します。

- ・市民・事業者・行政との協働により，景観資源を守り，育てるしくみづくりや新たな景観資源を活用する制度づくりを推進します。
- 具体的には，以下のようなことを推進することとします。

「守る」

- ・ 武家屋敷庭園群からの借景となる母ヶ岳の景観を保全します。
- ・ 山林伐採等の管理を行い、良好な山林の景観を保全します。
- ・ 田園は、できるだけ自然豊かな地域のままで維持し、多自然な風景を保全します。
- ・ 定期的な海岸のクリーン作戦、河川堤防の草払い等の維持管理を行い、現在の美しい海岸線や砂浜、河川の自然景観を保全します。
- ・ 地域の景観と不調和な建築物、広告物等は、規制・誘導し、良好な景観の形成を図ります。
- ・ 道路等における地域住民やボランティア団体による清掃活動を継続し、景観の保全に努めます。

「育てる」

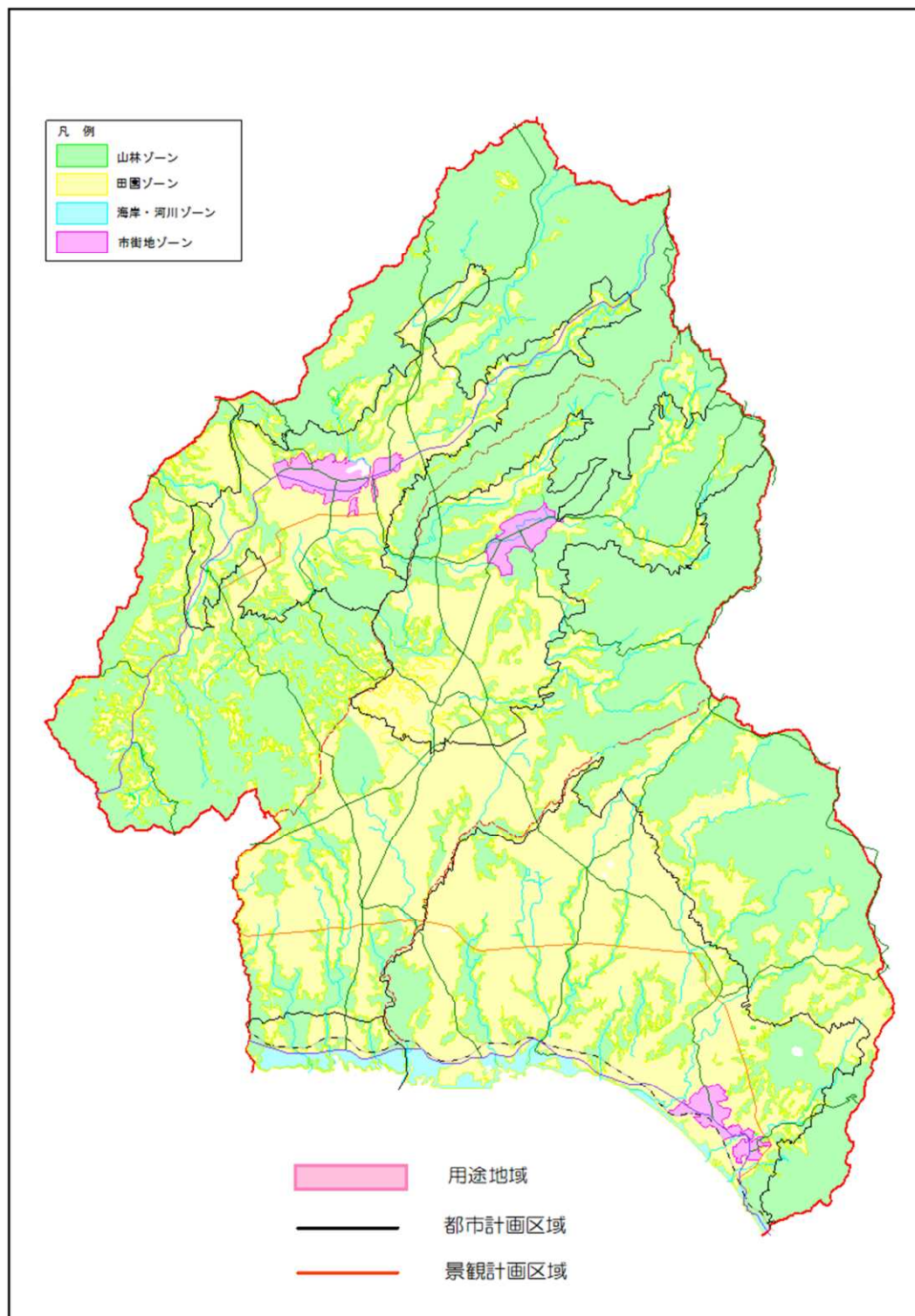
- ・ 山林は、伐採後、作業道も含めて災害に配慮しつつ、植林等で元の自然林に戻し、山林景観を再生します。
- ・ 休耕田や耕作放棄地は、維持管理に努め、景観作物や花等により景観の向上を図ります。
- ・ 海や川で親子等が安心して遊べる場、美しい自然とふれあえる空間を確保します。
- ・ 道路標識、案内板、各種サイン等を規制・誘導し、統一した市街地の景観形成を図ります。
- ・ 歩きたくなる街づくりを推進し、市街地の景観向上や市街地の活性化を図ります。
- ・ 学校教育において、景観を学ぶ場を設け、次世代への継承を図ります。
- ・ 地域等において、発掘し、活用するための景観づくりに助成し、市民・事業者と一体となった景観づくりを推進します。
- ・ 商店街の統一した景観・イメージを創り、一体的な雰囲気のみちづくりを行い、市街地の活性化を図ります。

「活用する」

- ・ 道路沿いの展望スポットや美しい開聞岳のビュースポットの発掘などを行い、景観を活用した地域活性化を図ります。
- ・ 映画の撮影地を発掘・復活・活用し、その魅力を情報発信します。
- ・ 空き家、空き店舗、空き地は、活用し、市街地景観の向上を図ります。

第3節 ゾーンごとの景観形成方針

景観形成を進めるうえで、景観特性に応じてまとまりのある区域のゾーンを「山林ゾーン」「田園ゾーン」「海岸・河川ゾーン」「市街地ゾーン」に区分し、それぞれの景観形成の方針を設定しました。



ゾーン区分図

1 山林ゾーン

○ 山林ゾーンの景観形成の基本方針

【守る】

- ・ 武家屋敷庭園群からの借景となる母ヶ岳等の景観を保全します。
- ・ 山林伐採等の管理を行い、良好な山林の景観を保全します。
- ・ 各種施設の設置は、山林景観を阻害しないように配置や規模、目隠し等を検討し、市民に親しまれている山並みの景観を保全します。
- ・ 山の姿が美しい大野岳～らくだ山～開聞岳までの景観を守ります。
- ・ 今ある素晴らしい山林景観を保全するため、所有者・地域に維持管理を適切に行うよう啓発します。
- ・ 景観の視点場となる場所は、景観を眺望できるように維持管理に努めます。



武家屋敷庭園の借景となる母ヶ岳

【育てる】

- ・ 山林景観を守っていくために、子供たちを含めて、山林の自然環境への愛着を深め、育てます。
- ・ スギ、ヒノキに換えて、花の咲く蜜源樹林や花木林を育て、新たな山林景観を創出します。
- ・ 山林伐採後は、作業道も含めて災害に配慮しつつ、植林等で元の自然林に戻し、山林景観を再生します。
- ・ 鯉節生産用の薪炭林（広葉樹）の伐採箇所は、自然林に再生します。
- ・ ゴミなどの山林投棄を禁止し、良好な山林景観の確保を図ります。



コスモス畑から見える山なみ



青戸の茶畑から望む大野岳・開聞岳の稜線

○ 山林ゾーンの景観イメージ

開発後は、山林の復元を行う



伐採後は植林し、山林を育成



災害を引き起こさないようにする



※Google マップで作成

山林とのふれあい（植樹イベント）



※写真:NPO 法人 森と木の研究所 HP より

2 田園ゾーン

○ 田園ゾーンの景観形成の基本方針

【守る】

- ・田園の風景は、できるだけ自然豊かな地域のままで維持し、多自然な風景を保全します。
- ・日本型直接支払制度（多面的機能支払等）を活用し、地域全体で農地や水路等の保全活動を継続し、良好な田園景観を保全します。
- ・日本の棚田百選に認定された佃の棚田や山間に残る棚田景観は、適切な維持管理等により保全します。
- ・現在、休耕田等にヒマワリ・コスモス・レンゲ・ソバなどを植え、景観活動を行っている地域は、今後も継続できるように取り組みを促します。
- ・太陽光発電設備は、近隣環境や景観に配慮した目隠しを行う等、設置後の維持管理等を規制・指導するとともに、特に景観的に影響が大きいメガソーラー等の計画は、地域住民との合意形成を図ったうえで計画を行い、良好な田園景観を保全します。



茶畑と開聞岳



さつまいも畑と夕日

【育てる】

- ・景観を損なう休耕田や耕作放棄地は放置せず維持管理に努め、景観作物や花等により景観の向上を図ります。また、後継者の育成、田畑の管理システム等の構築等、協働活動による取組を推進し、田園景観を保全します。
- ・景観ビュースポットにおいては、茶畑からの景観を阻害する電線、電柱は除去又は移設し、ソーラーは目立たなくするなどして眺望景観の向上を図ります。



佃の棚田の風景



耕作放棄地の解消

○田園ゾーンの景観イメージ

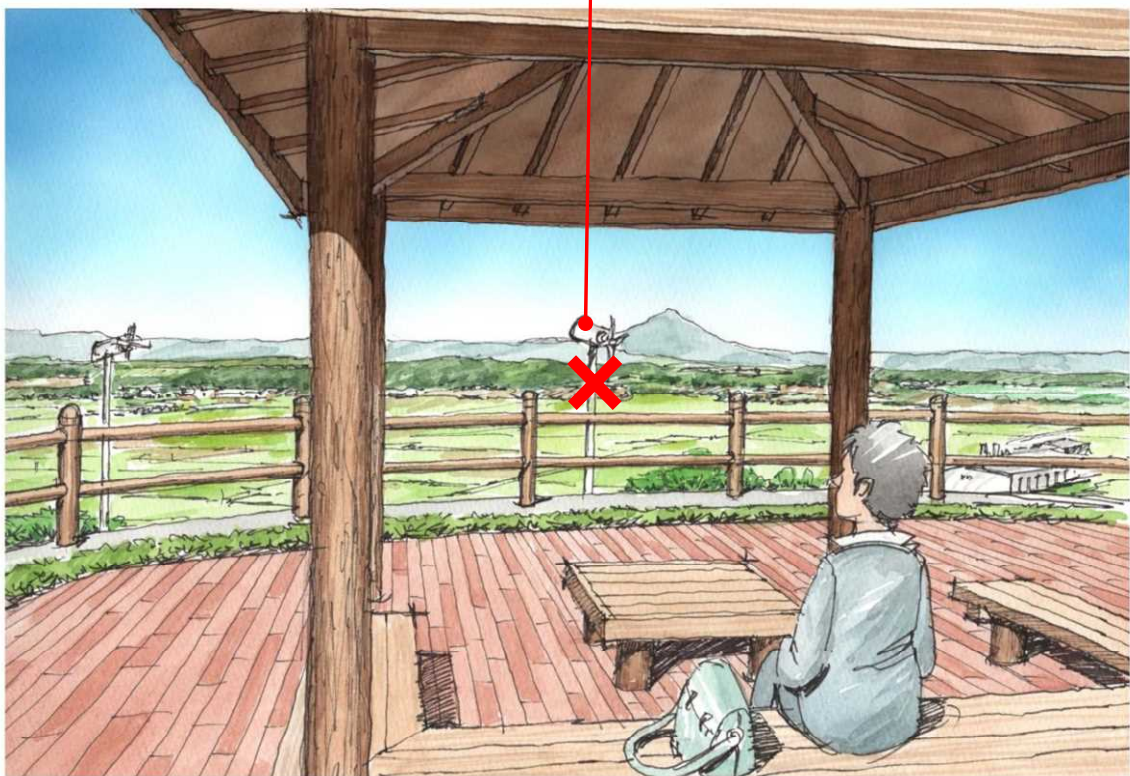
耕作放棄地に花等を植栽し、
景観の向上を図る



レンゲやソバの植栽により、景観
の向上を図る



視点場の眺望景観を阻害する工作物を移設・除去する



3 海岸・河川ゾーン

○ 海岸・河川ゾーンの景観形成の基本方針

【守る】

- ・定期的な海岸のクリーン作戦、河川堤防の草払い等の維持管理は、地域住民・事業者・行政が協働で行い、素晴らしい海岸線や砂浜、河川の自然景観を保全します。
- ・海岸線沿いの開聞岳眺望スポットにおいては、眺望を阻害する工作物の整備を規制し、開聞岳の眺望景観を保全します。
- ・海岸沿いの松林の大木等、優美な海浜景観を保全します。

【育てる】

- ・海や川で親子等が安心して遊べる場、美しい自然とふれあえる空間を確保し、遊びにより自然を体感することで、ふるさとへの愛着、景観保全の意識を醸成します。
- ・自然景観の保全を指導できる人材育成に努めます。
- ・海岸や河川の水質、魚等生物の生息環境を確保し、より良い自然景観を創出します。
- ・広く知られていない海岸線の美しい自然景観と夕日や星空の景観、河川の景観などを新たに発掘し、地域活性化につなげます。
- ・河川整備は、多自然工法を推進し、水辺に親しみやすく自然に近い河川景観になるよう努めます。
- ・人工的な三面張りのコンクリート護岸から多自然な護岸とし、自然再生を図ります。
- ・海岸線沿いの開聞岳眺望スポットでは、景観を阻害している雑木等の除去を行い、眺望景観を改善します。
- ・海岸や河川へのゴミ投棄等の制限や流木の除去作業により、海岸・河川の自然景観を改善します。
- ・海岸沿いの道路や、眺望スポットである展望台等からの景観の確保を図ります。



番所鼻自然公園の開聞岳の眺望



戸柱公園からの眺望



矢櫃橋と麓川



岩屋公園内の万之瀬川

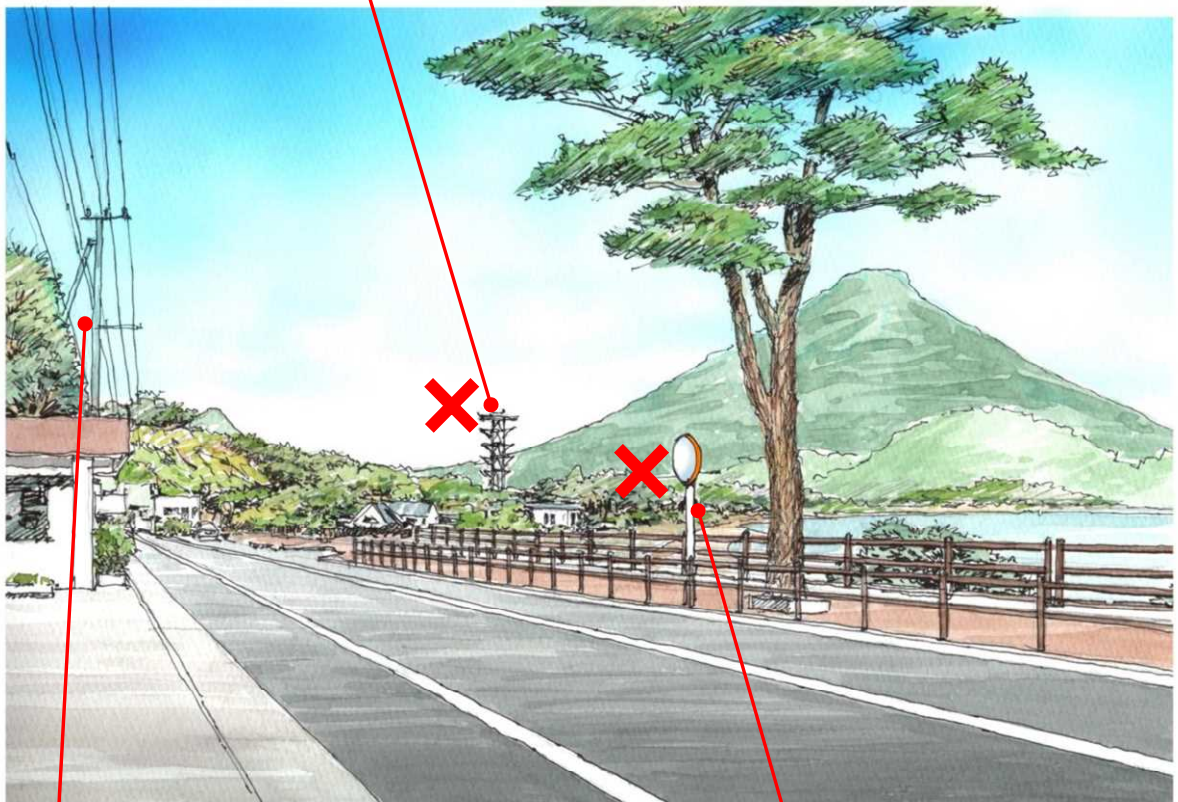
○ 河川・海岸ゾーンの景観イメージ

河川整備は、多自然工法を推進し、水辺に親しめる自然に近い河川景観とする



開聞岳の良好な景観を阻害する雑木等の除去を行い、眺望景観を改善

開聞岳の稜線を分断する鉄塔などは移設する



必要な電線等を山側に配置し景観に配慮した例

標識の支柱等は、景観に配慮した色彩とする

4 市街地ゾーン

○ 市街地ゾーンの景観形成の基本方針

【守る】

- ・メインストリート沿いの花壇や街路樹等は継続し、景観の向上を図ります。
- ・周辺と不調和な色彩の看板等を規制し、市街地の景観を保全します。
- ・地域住民・事業者・行政共に、景観のための清掃やゴミ箱の設置、草払い等の維持管理を行い、道路等にゴミのない市街地景観を維持します。

【育てる】

- ・地域住民の意向を反映した歩きたくなる街づくりを推進し、各種助成事業等の活用により市街地を活性化し、市街地景観の向上を図ります。
- ・無電柱化を推進し、景観の向上を図ります。
- ・閑散とした印象から賑やかで明るい印象になるよう、季節の花を植栽し、商店街の景観向上を図ります。



颯娃町 市街地



川辺町 平山地区の商店街



知覧町 中郡商店街

○市街地ゾーンの景観イメージ

季節の花を植栽し、商店街の景観向上を図る



※全国花のまちづくりコンクール HP より

空き家を活用し市街地景観の向上を図る



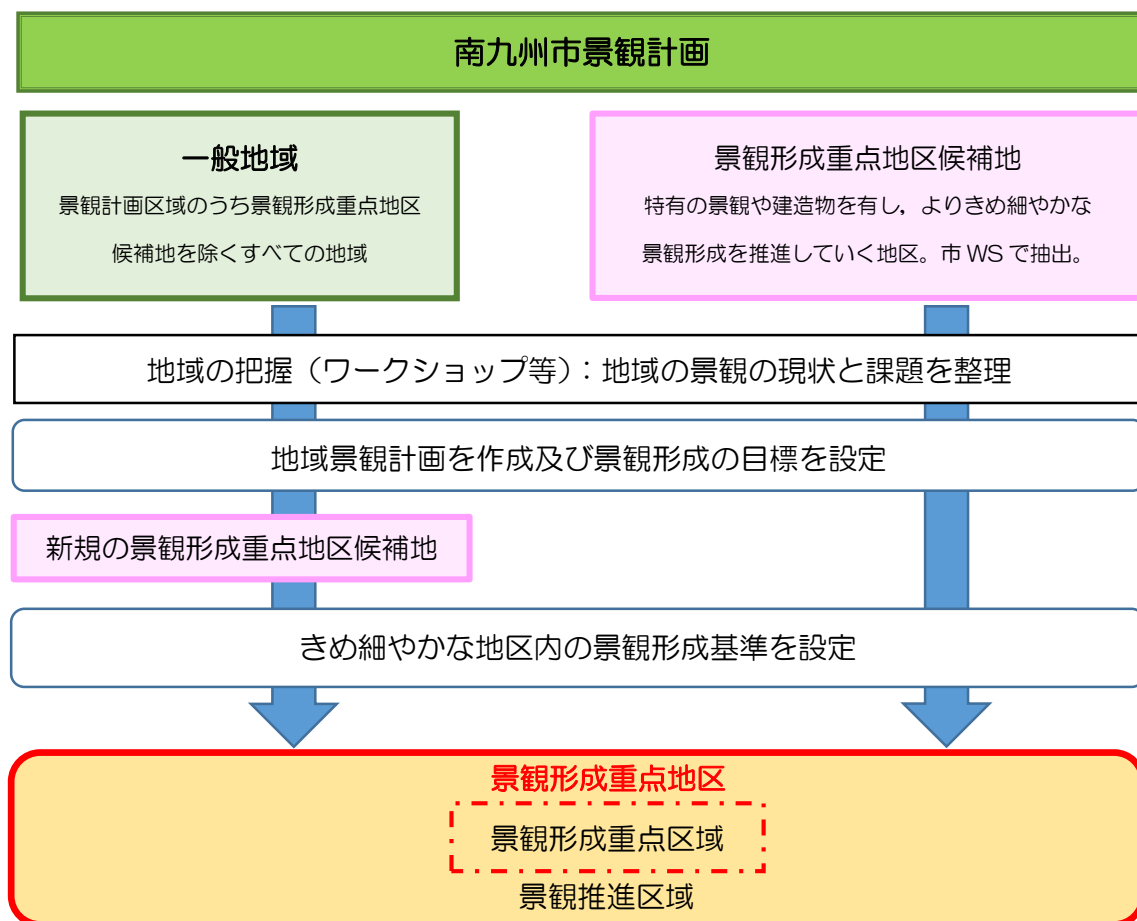
サイン等を統一した市街地の景観形成を図る

無電柱化の推進

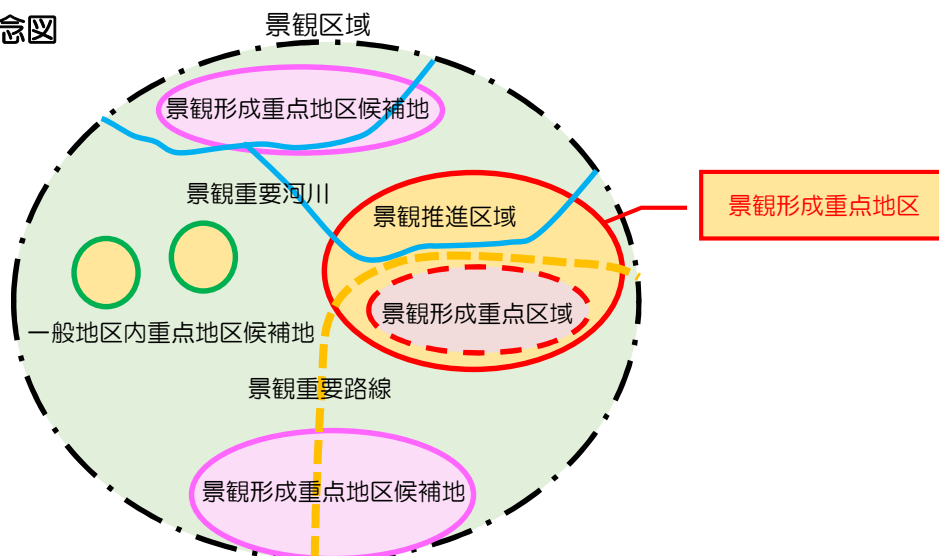
第4節 景観形成重点地区候補地・景観推進区域・景観形成重点地区

南九州市においては、特有の景観や歴史的価値のある建造物等を有する地区を景観形成上、景観形成重点地区候補地として設定し、さらに地域住民の合意が得られた地区を景観形成重点地区として指定していきます。

1 設定のフロー



地区設定概念図



2 個別計画の概要

● 景観形成重点地区候補地

南九州市において、ほかでは見られない特有の景観や歴史的価値のある建造物等を有する地区を景観形成上、重要な地区の候補地として設定します。

○ 設定方法

- ・策定時のワークショップによる抽出、策定協議会による候補地の設定、まちづくり団体等からの提案
- ・候補地の現況と課題の把握：良いところ、悪いところ、もう少しの所の抽出
- ・地域景観計画の区域設定：概略の区域を検討
- ・景観計画の目標の設定：景観形成の目標を検討
- ・景観形成の基本方針の設定。

● 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、特に景観に配慮した景観形成基準を設けることが望ましいことが考えられることから、景観形成の機運が高まった地区においては、地域住民の合意形成を図りながら個別の地区計画を作成し、重点地区内の景観形成基準を示します。

- ・景観形成重点地区の設定：道路界等による地区の区域設定
- ・景観形成基準の設定（届出対象行為、行為制限等）
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針の設定
- ・屋外広告物の制限の設定等

● 景観推進区域

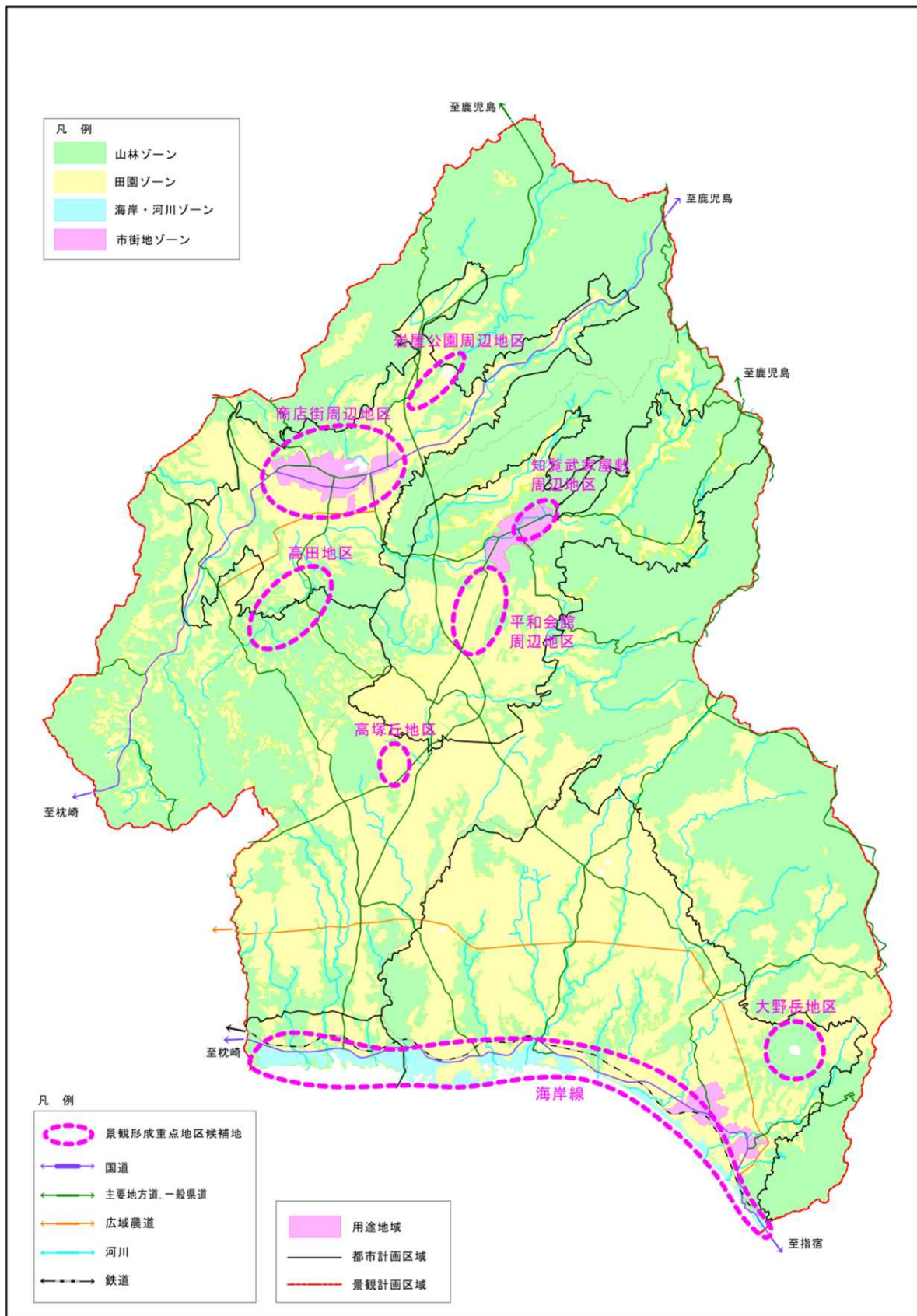
景観形成重点地区候補地で核となる地域の周辺で、一体的に景観形成の向上を推進する必要がある区域とします。

第5節 景観形成重点地区候補地の景観形成方針

景観形成重点地区候補地は、各地域のワークショップ等の意見や各地区の特徴を考慮して、次の8地区を設定します。今後は、地域景観計画を作成し、景観形成重点地区の指定に向けた取組を推進する地区です。

1 景観形成重点地区候補地の設定

候 補 地	特 徴
知覧武家屋敷周辺地区 (知覧町郡)	伝統的建造物群保存地区を中心とし、麓集落の武家屋敷や庭園・石垣・生垣のある地区で、歴史的景観を呈する地区。
平和会館周辺地区 (知覧町郡、西元)	知覧特攻平和会館を中心とし、灯籠と桜並木、イチョウ並木、新興住宅が広がる地区、市役所移転予定地で、今後の住宅地等の整備が想定される地区。
高塚丘地区 (知覧町西元)	高台にある展望所から、開聞岳や大野岳等周辺の山並み、広々とした茶畑景観を眺望できる地区。
大野岳地区 (鰐丸町郡)	開聞岳や薩摩半島および屋久島等周辺の島々を遠望でき、海岸線等を見下ろすことができる地区。
海岸線 (知覧町塩屋、南別府、鰐丸町別府、御領、牧之内、郡)	瀬平自然公園や釜蓋神社、番所鼻自然公園、開聞岳と東シナ海の眺望に黒松があり、風光明媚な海浜景観のあるエリア。
岩屋公園周辺地区 (川辺町清水)	万之瀬川を軸としたレクリエーション施設の岩屋公園の親水景観や、清水の湧水等の水環境の景観、清水磨崖仏などの歴史的な景観のある地区。
川辺平山地区商店街 周辺地区	県内三大市の川辺二日市を行う川辺地域の中心市街地の景観。
高田地区 (川辺町高田)	永里川の自然景観や歴史的資源の景観が多くあり、平地部には集落と水田景観が広がる。



景観形成重点地区候補地 位置図

2 景観形成重点地区候補地の概要

1) 知覧武家屋敷周辺地区

■ 特色

- ・知覧武家屋敷周辺地区とは、伝統的建造物群保存地区に指定された麓集落に隣接する地区です。
- ・周辺地区には、石垣や生垣が多くあり、清流溝の整備、電線の地中化、街路樹はイヌマキで統一され、道路の沿道等景観整備がなされ、歴史的な雰囲気を感じる景観になっています。
- ・地区には麓川が流れ、紅葉が見られる河川景観亀甲城公園や麓公園などで親水景観を形成しています。
- ・知覧本庁舎、知覧小学校、知覧図書館等の行政施設、知覧の上郡・中郡の商店、低層住宅が広がっています。

■ 課題

- ・庭園の借景を阻害する工作物等の設置が課題となっています。
- ・地区内の空き家や空き地の活用、観光と住民の居住機能にも考慮した景観形成が課題となっています。
- ・歴史的な伝統的建造物群保存地区の景観と不調和な色彩・意匠の建築物、標識等が見られます。
- ・中心商店街は、周辺の景観整備と併せ、活性化を図る必要があります。

■ 景観形成の目標

【守る】

- ・生垣、石垣、道路、街路樹、休憩所、清流溝、麓川等を維持管理し、地域全体で良好な景観を保全します。
- ・武家屋敷群の景観と不調和な建築物、広告物等は、規制・誘導し、良好な景観を保全します。
- ・市民・事業者・行政との協働により、地域の景観を保全します。
- ・連立する電波塔や再生可能エネルギー施設等の設置は、誘導・規制し、良好な景観を保全します。



本通り



平山克己邸



麓川



清流溝

【育てる】

- ・歴史的景観に調和する景観の形成を図ります。
- ・武家屋敷の庭園や生垣の景観等，学校教育において，景観を学ばせる場を設けます。
- ・空き家，空き地等の有効利用を図り，地域の景観を改善します。

【活用】

- ・地区内の景観の良い歴史的な観光資源，清流溝，麓公園，人材を活用し，観光振興，地域活性化を図ります。
- ・建造物・広告物等統一したまちなみの景観形成を図ります。
- ・本通りと裏通り，亀甲城跡，イヌマキと低木の街路樹等，景観の連続性，ネットワークを形成し，歩きたくなるまちなみを形成します。

■ 景観イメージ

武家屋敷群の景観と不調和な電線・電柱は，規制・誘導し，良好な景観を保全



武家屋敷群の景観と不調和な舗装色は改善し，景観を保全



空き家・空き地を活用し，景観の向上を図る



武家屋敷群の景観と周辺の丘陵地の景観の保全



清流溝の景観の保全



武家屋敷群の景観の保全



武家屋敷群の庭園と借景の保全

2) 平和会館周辺地区

■ 特色

- 平和会館周辺地区は、知覧特攻平和会館や平和公園を中心として、市街地の郊外で、チェーン店等の中規模商業施設が立地し、平成に入り形成された市街地を対象としています。
- 歴史的施設、文化財や文化施設も多い地区になります。
- 平和公園前の桜並木、県道穎娃川辺線の桜並木からイチョウ並木、四季折々に鮮やかで美しい都市景観を形成しています。
- 今後、知覧本庁舎が移転する地区になります。

■ 課題

- 当該地域は、郊外にできた新興住宅地であるため、景観の統一が明確に図られていませんが、知覧本庁舎の建設予定に伴い、土地利用が変化する可能性があり、地区の景観の統一が必要になります。

■ 景観形成の目標

【守る】

- 平和公園内の生垣、桜やイチョウの街路樹を維持管理し、地域全体で良好な景観を保全します。
- 歴史的な施設が多く立地し、慰霊灯籠とイチョウのある街路景観と不調和な建築物、広告物等は、規制・誘導し、平和祈念を感じる景観の形成を図ります。
- 市民・事業者・行政と協働して、地域の景観を保全します。
- 連立する電波塔や再生可能エネルギー施設等の設置は、誘導・規制し、良好な景観を保全します。

【育てる】

- 平和会館やイチョウ並木、灯籠のある道路等、地域のまちなみにふさわしい景観の形成を図ります。
- 学校教育において、景観及び歴史文化などを学ばせる場を設けます。
- 桜並木等に支障のある区間については、電線の地中化を推進し、都市景観を改善します。



平和公園通りの桜並木



灯籠とイチョウ並木



灯籠と桜並木

【活用】

- ・平和公園周辺の桜並木、県道沿いのイチヨウ並木など、景観の良い歴史的な観光資源を活用し、観光振興、地域活性化を図ります。
- ・新しい土地利用を想定し、建造物・広告物等を統一したまちなみの景観形成を図ります。
- ・桜並木やイチヨウ並木の景観の連続性、ネットワークを形成します。
- ・歩きたくなるまちづくりを形成します。

■ 景観イメージ

電線の地中化によりイチヨウ並木の都市景観の向上



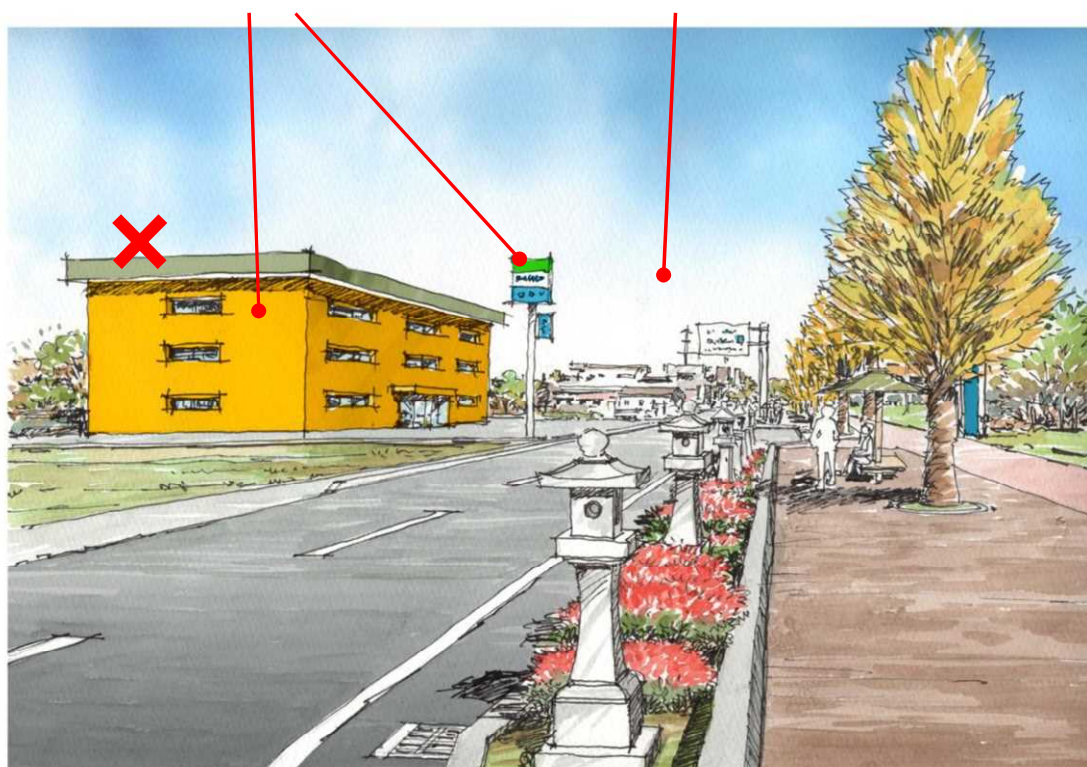
街路樹の適切な維持管理による良好な景観の保全



桜並木等の景観の連続性を形成

建築物や広告物の色彩・規模に配慮する

電線の地中化を推進し、景観を改善



3) 高塚丘地区

■ 特色

- 高塚丘地区は、知覧町塗木集落の高塚丘「茶ばっけん丘」という高台広場で、ここからの眺望景観は、ほぼ360°眼下に、知覧の茶畑が広がり、緑が美しい茶畑の景観になっています。また、遠望の大野岳、開聞岳を見ることができます。

■ 課題

- 太陽光発電設備等の設置で、現在の素晴らしい景観が阻害されないように、良好な景観の保全が課題になります。
- 眺望景観を多くの人に知ってもらい、多くの人が安全に訪れるように、看板の整備やアクセス路の改善が必要です。

■ 景観形成の目標

【守る】

- 茶畑と不調和な建築物、広告物等は、規制・誘導し、良好な茶畑景観の保全・形成を図ります。
- 連立する電波塔や再生可能エネルギー施設等の設置は、誘導・規制し、良好な景観を保全します。

【活用】

- 高台広場までのアクセス路や看板等を改善し、丘陵台地からの広々とした茶畑の眺望景観を観光資源として活用し、観光振興、地域活性化を図ります。

■ 景観イメージ

市民・事業者・行政と協働して維持管理し、地域の景観を保全



開聞岳方向の眺望



茶畑の景観

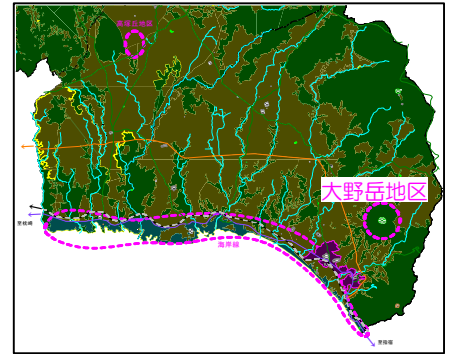
再生可能エネルギー施設等の設置は、規制又は誘導し、良好な景観を保全



4) 大野岳地区

■ 特色

- ・大野岳地区は、大野岳公園の展望台を中心として直径約 2km の円の中に入る地域を対象としています。
- ・大野岳山頂展望台からの眺望は、360 度の大パノラマが広がり、眼下の茶畑のほか、東シナ海、開聞岳、池田湖を見晴らせる自然景観になっています。
- ・大野岳公園は、観光地、ハイキングコースとして人気があり、颯娃地域の観光まちおこし活動が行われています。
- ・優れた風景地であることから、薩南海岸県立自然公園の指定が計画されている地区になります。



■ 課題

- ・太陽光発電設備等の設置においては、現在の素晴らしい景観が阻害されないように、良好な景観の保全が課題になります。



東シナ海方向の眺望

■ 景観形成の目標

【守る】

- ・眺望景観を損なう不調和な建築物、広告物等は、規制・誘導し、良好な景観の形成を図ります。
- ・市民・事業者・行政と協働で、大野岳展望台周辺やアクセス道路、駐車場等の維持管理を行い、ビューポイント地としての景観を保全します。
- ・連立する電波塔や再生可能エネルギー施設等の設置は、誘導・規制し、良好な眺望景観を保全します。



池田湖～開聞岳の眺望

【育てる】

- ・良好な眺望ができるように支障木等を伐採し、改善します。



大野岳の全景

【活用】

- ・地元の観光まちおこし活動を行う団体と各種機関が連携し、大野岳からの眺望景観を観光資源に活用し、観光振興、地域活性化を図ります。

■ 景観イメージ

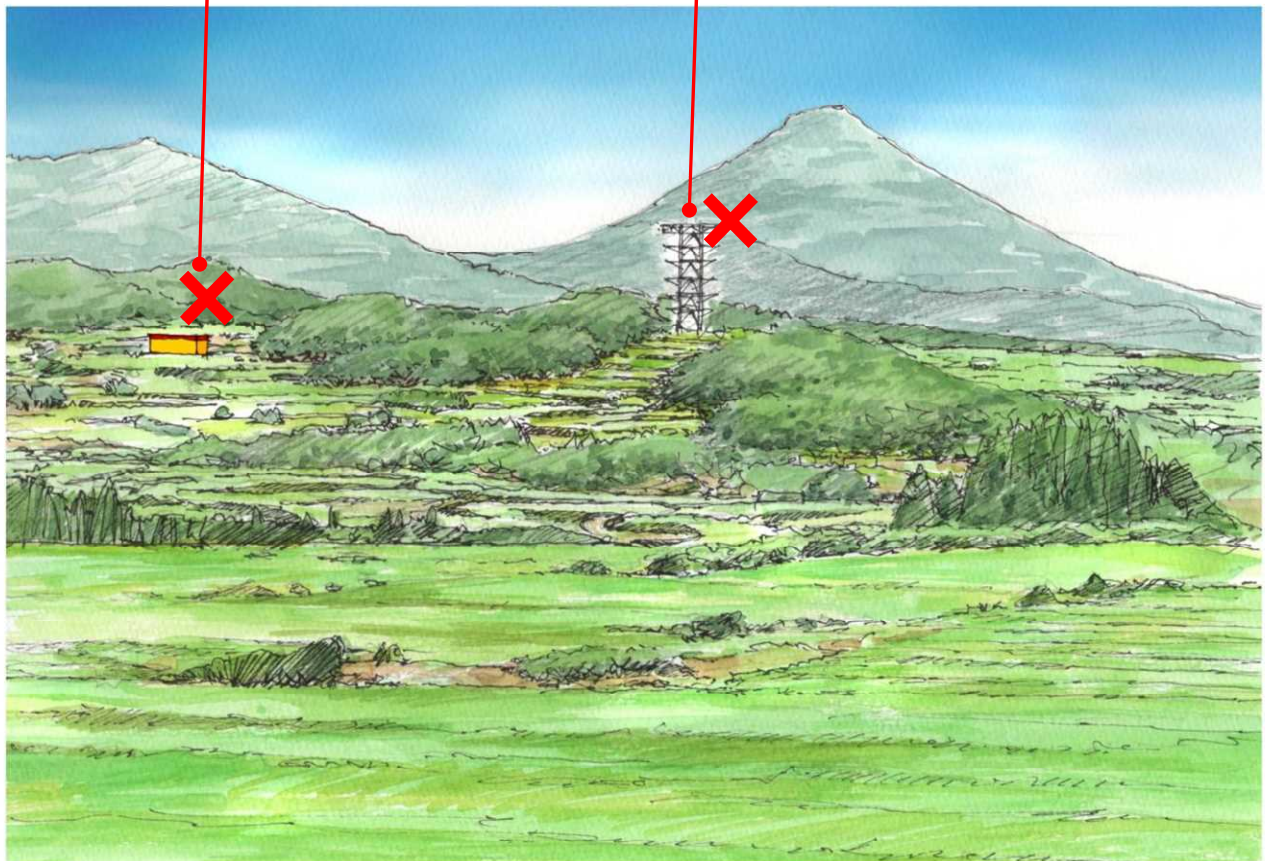
眺望を阻害する施設を規制・誘導する



眺望箇所等の維持管理
樹林の伐採等



景観に不調和な色彩を規制・誘導する

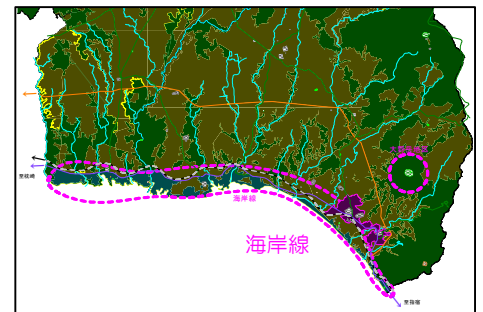


連続した山並みを阻害しないよう配置を検討する

5) 海岸線

■ 特色

- ・南九州市の南側の知覧町南別府，穎娃町別府，御領，郡地区の海岸線一帯のエリアを対象としています。
海岸一帯は，開聞岳や海岸景観を堪能する場として，多くの眺望スポットが存在しています。
海岸線は，現況の地形・地物等により，次の候補地に分割します。



○ 知覧町塩屋～別府海岸線

- ・知覧町塩屋～別府海岸線は，溶結凝灰岩が侵食作用により波蝕棚や環状岩礁といった特異な地形が形成されております。松ヶ浦は，ウミガメの産卵地としても知られ，その保護と美化活動が実施されています。
- ・加治佐川，竹迫川，水成川の河口は，鹿児島県の重要干潟として選定されています。
- ・番所鼻から釜蓋神社にかけては，シーホークウォークが整備され，散策しながら開聞岳や海岸景観を堪能できるとともに，番所鼻自然公園，御茶屋の場公園，釜蓋神社等を楽しむことができる海岸線です。



開聞岳と朝日



瀬平公園から開聞岳の眺望

○ 穎娃町御領～郡海岸線

- ・穎娃町御領～郡海岸線は，松林や砂浜が連続し，自然豊かな海岸景観を呈しています。海岸線からは，間近に開聞岳の美しい眺望景観や東シナ海，クロマツの自然を楽しむ瀬平自然公園や穎娃運動公園等多くの景観スポットが立地しております。
- ・優れた風景地であることから，薩南海岸県立自然公園に指定された地区です。



御茶屋の場公園からの眺望

■ 課題

- ・景観スポットが多くありますが，その多くの場所で維持管理による眺望景観の確保が課題になっています。
- ・新たな景観スポットの発掘とそれらを回遊するネットワークが課題です。
- ・重点地区として醸成を図る必要があります。

■ 景観形成の目標

【守る】

- ・市民・事業者・行政で維持管理を行い，地域の景観を保全します。
- ・地域の景観と不調和な建築物，広告物等は，規制・誘導し，海岸線と開聞岳の景観を保全します。
- ・連立する電波塔や再生可能エネルギー施設等の設置は，誘導・規制し，良好な景観を保全します。

【育てる】

- ・颯娃文化会館前等，松林の景観スポットを発掘します。
- ・瀬平公園の松林の景観を次世代に受け継がれるように松林を育成します。
- ・空き家，空き店舗，空き地の有効利用を図り，地域の景観を改善します。

【活用】

- ・海岸沿いの各公園等からの開聞岳の眺望，人気のある岩場の景観ポイント等を観光資源として活用し，観光振興，地域活性化を図ります。

■ 景観イメージ

クリーン作戦等の維持管理を地域住民・事業者・行政
共に行い，海岸線や砂浜の自然景観を保全



颯娃文化会館周辺等，松林の景
観スポットを発掘



観光資源として整備・活用するイメージ

6) 岩屋公園周辺地区

■ 特色

- 万之瀬川を軸としたレクリエーション施設の岩屋公園は、水辺の親水景観を形成しています。
- 岩屋公園の周辺には、こじんまりとした集落と水田景観が広がっています。
- また、名水百選に認定された清水の湧水や清魂水、万之瀬川と豊かな水環境の景観と、清水磨崖仏など歴史的な景観が形成されています。



■ 課題

- 人口減少に伴い空き地や空き家が増加しており、若い世代の定住化を進められるような景観形成が課題となります。
- そのため、清水磨崖仏を有する岩屋公園と万之瀬川の清流の自然景観の活用と、周辺集落景観、景観資源の魅力向上が必要になります。



清水磨崖仏

■ 景観形成の目標

【守る】

- 岩屋公園を中心とした歴史ある地域として集落景観を守ります。
- 市民・事業者・行政と協働で、景観スポットや桜並木などの維持管理を行い、地域全体で良好な景観を保全します。



岩屋公園

【育てる】

- 地域のまちなみにふさわしい景観の形成を図るため、地域において、景観教育を育てていきます。

【活用】

- 岩屋公園までの桜並木の景観との連続性、ネットワークを形成します。



清水の水田景観

■ 景観イメージ

案内看板等の更新や統一により、岩屋公園周辺の
一体となる景観形成を図る



岩屋公園入口付近

自然な河川景観の活用



岩屋公園上流

7) 川辺地域平山商店街周辺地区

■ 特色

- 川辺地域の用途指定がなされている平山・田部田・両添地域を対象としています。川辺地域の中心地として、市役所川辺支所などの公共施設、川辺小学校、川辺中学校、川辺高校、諏訪運動公園などの教育文化施設など都市機能サービスが集積する地域で、県道や国道沿いは、市街地景観を形成しています。
- 近年は、少子高齢化、人口減少、郊外的大型店舗立地等を背景に、市街地の空き店舗の増加や家屋の老朽化、シャッターを開けない店の増加など、商店街は衰退している印象になっています。しかしながら、230年続いている歴史のある川辺二日市などが開催される場所であり、毎年15万人もの多くの人が集まる場所になっています。



諏訪運動公園

■ 課題

- 幹線道路沿いの商業地域の商店街に空き店舗が増え、住宅が混在し商店街の衰退が目立つため、市街地景観の統一感や魅力向上が必要になっています。

■ 景観形成の目標

【守る】

- 街路樹を維持管理し、地域全体で良好な景観を保全します。
- 乱立する電波塔等や風力発電施設の設置は、諏訪公園展望台からの眺望景観や山なみを阻害しないように誘導します。



市街地を流れる井手元用水路

【育てる】

- 景観まちづくりを推進し、歩きたくなるまちなみを形成していきます。
- 地域のまちなみにふさわしい景観の形成を図ります。
- 空き家、空き店舗、空き地等の有効利用を図り、地域の景観を改善します。
- 良好な景観ポイント周辺は、電線の地中化を推進し、都市景観を改善します。

■ 景観イメージ

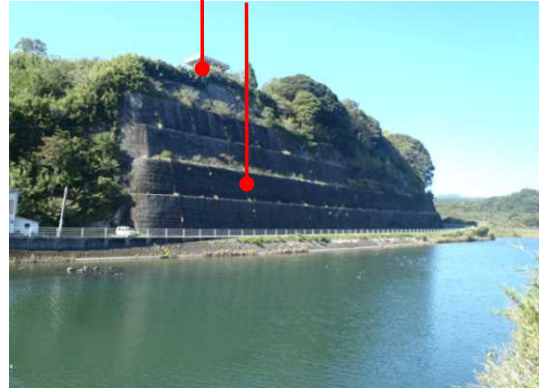
建物・広告物等の統一したまちなみの形成



電線地中化による景観向上

展望台周辺の管理

景観に配慮した構造物の整備



8) 高田地区

■ 特色

- ・川辺町高田のエリアを対象としています。
- ・水車を動力源とした昭和 10 年から稼働している高田タービン揚水場、霧島社、たかたの命水、高田の石切場、高田磨崖仏など史跡が多く歴史的な景観やきれいな水の景観が点在しています。
- ・平地部には集落と水田景観が広がっています。



■ 課題

- ・歴史やきれいな水や豊かな自然を感じる景観スポットが多く点在していますが、まだ景観スポットとして、魅力を十分に発揮できていない景観スポットも多くあります。
- ・また、個々のスポットで施設整備が行われ、よりよい景観形成を行うために、周遊性を考慮し、景観の統一を図ることが必要になります。



霧島社（石の井堰）

■ 景観形成の目標

【守る】

- ・市民・事業者・行政と協働で、景観スポット等を維持管理し、地域全体で良好な景観を保全します。
- ・連立する電波塔や再生可能エネルギー施設等の設置は、誘導・規制し、良好な景観を保全します。



高田磨崖仏

【育てる】

- ・地域にふさわしい景観の形成を図ります。
- ・学校教育において、景観を学ばせる場を設けます。
- ・景観を阻害する電線等は、規制・誘導し、良好な景観の形成を図ります。



たかたの命水（水くみ場）

【活用】

- ・地区内の景観の良い歴史的な観光資源は、より多くの人に利用して見てもらえるように、駐車場や道標の整備、QRコードを使用した観光地の看板の設置などにより、観光振興、地域活性化を図ります。
- ・道標、看板などを統一し、隣接する景観スポットの景観の連続性、ネットワークを形成します。

■ 景観イメージ

景観を阻害する電線は移設して、
良好な景観を形成



駐車場等の整備により、景観ス
ポットによる観光振興を図る



地区全体で看板等の統一を図り、
景観の連続性を形成



第6節 景観重要公共施設の景観形成方針

1 景観重要路線

景観重要路線は、南九州市の観光路線として位置づけできる道路 14 路線と、鉄道 1 路線を候補として設定し、今後、指定に向け関係機関と協議して、その沿線の景観づくりを進めます。

■ 景観重要路線候補の設定と各路線の特徴

番号	種別	路線名	路線の特徴
①	国道	225 号	鹿児島市と川辺地域の主要アクセス道路。川辺地域中心街や道の駅川辺やすらぎの郷等のスポットが沿道にある路線。
②	国道	226 号	瀬平自然公園付近では開聞岳と東シナ海を眺望でき、ヤシ植栽による南国的な景観が連続する路線。
③	地域高規格道路	南薩縦貫道	川辺ダム、金峰山を始めとする山並の景観が美しく見える路線。
④	主要地方道	指宿スカイライン	標高が高く、川辺地域や鹿児島市街地や桜島と錦江湾を眺望できるスポットがある路線。
⑤	主要地方道	穎娃川辺線	穎娃、知覧、川辺まで通り、田園や蟹ヶ地獄等の山あいの景観スポットのある路線。
⑥	主要地方道	谷山知覧線	鹿児島市と知覧地域、知覧武家屋敷群へのアクセス道路。イヌマキの街路樹景観がある。
⑦	主要地方道	石垣加世田線	知覧地域で茶畑景観が広がる路線。
⑧	一般県道	石垣喜入線	穎娃地域で茶畑景観が広がる路線。
⑨	一般県道	霜出南別府線	知覧地域で茶畑景観が広がる路線。
⑩	市道	上之口麓線	歴史的雰囲気がある勝目麓を通る路線。
⑪	市道	清水古殿線	国道 225 号から岩屋公園へのアクセス道路。沿道に桜を植樹している路線。
⑫	市道	野崎清水線	国道 225 号から岩屋公園へのアクセス道路。沿道に桜を植樹しており、花園トンネル出入口の桜アーチは美しい。
⑬	市道	木佐貫原上線	南薩縦貫道知覧 IC から平和会館へのアクセス道路。観光バスが多く通る路線。
⑭	市道	鬼口大隣線 (南薩広域農道)	大野岳、開聞岳や海岸線、茶畑の田園等を眺望できる路線。
⑮	鉄道	JR 指宿枕崎線	車窓風景が美しく、御領駅や鉄橋は趣のある景観の路線。



景観重要路線候補 位置図



①国道 225 号



②国道 226 号



③南薩縦貫道からの山並



④指宿スカイライン



⑤鰐娃川辺線



⑥谷山知覧線



⑦石垣加世田線



⑧石垣喜入線



⑨霜出南別府線



⑩上ノ口麓線(旧勝目郵便局前)



⑪清水古殿線



⑫野崎清水線



⑬木佐貴原上線



⑭南薩広域農道(鬼口大隣線)



⑮JR 指宿枕崎線(御領駅)

■ 課題

- ・重要景観路線には、車窓や展望スポットから、茶畑の景観や山なみの景観、開聞岳や大野岳のすばらしい景観があります。しかし、路線沿いの樹木や雑草の成長に伴い景観が見えない、その景観を活かされていないなど問題があり、観光客が感動するような景観を保全し、創出する必要があります。

■ 重要景観路線の景観形成の目標

【守る】

- ・沿線の草払い等の道路愛護作業、街路樹(花木)の定期的な維持管理作業を継続し、沿線の良好な景観を確保します
- ・景観を阻害する建築物の色彩、広告物等は、周辺の景観に配慮したものにします。
- ・南薩台地の開かれた眺望景観を楽しめる路線を守ります。

【育てる】

- ・灯籠のある道路、街路樹、茶畑や棚田景観など、観光客にアピールする景観形成を進め、鹿児島県一の観光景観道路を目指します。
- ・開聞岳の眺望や茶畑、棚田の田園景観、河川景観など、路線沿いに新たなビューポイントを発掘し、駐車場の設置等利用者の利便性を図り、景観を楽しむ場を創造します。
- ・3地域を結ぶ観光ルートをアピールし、更に景観形成を進めます。
- ・鉄道においては、沿線の樹木の高さを低くし、車窓からの眺望を確保し、「映える」景観の創出を図って「JR最南端」の鉄道にふさわしい南国の自然と鉄道が共存した景観の形成を図ります。
- ・景観を阻害する沿線の看板・広告物、電線等は、大きさや色彩、設置場所などの規制・誘導を行い、景観向上を図ります。
- ・維持管理のしやすい景観木、街路樹の統一による植栽を行います。
- ・景観重要路線の車窓景観を活かし、観光振興を図ります。

○ 景観重要路線の景観イメージ

沿線の草払い等の維持管理を継続し、
沿線の良好な景観を確保



竹の伐採により
眺望を確保

沿線の樹木の高さを低くする等、
車窓からの眺望を確保

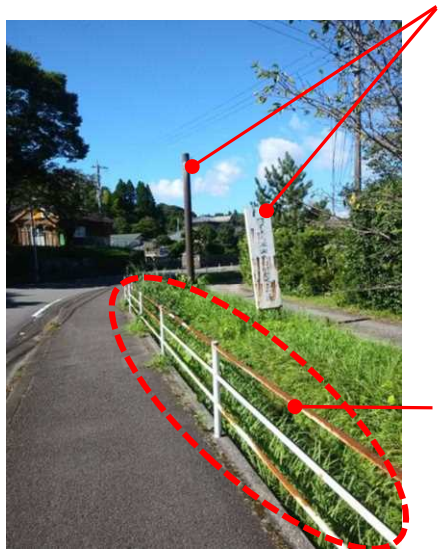


電線を景観に配慮した場所へ移設



(イメージ写真)

古い看板や電柱等の撤去、
景観に配慮した色の塗り替え



景観に配慮した
色の塗り替え
(ガードレール)

(イメージ写真)



鉄道沿線の樹木や雑草等
の適切な維持管理による景観の維持

(改善後のようす：JR 松ヶ浦駅)

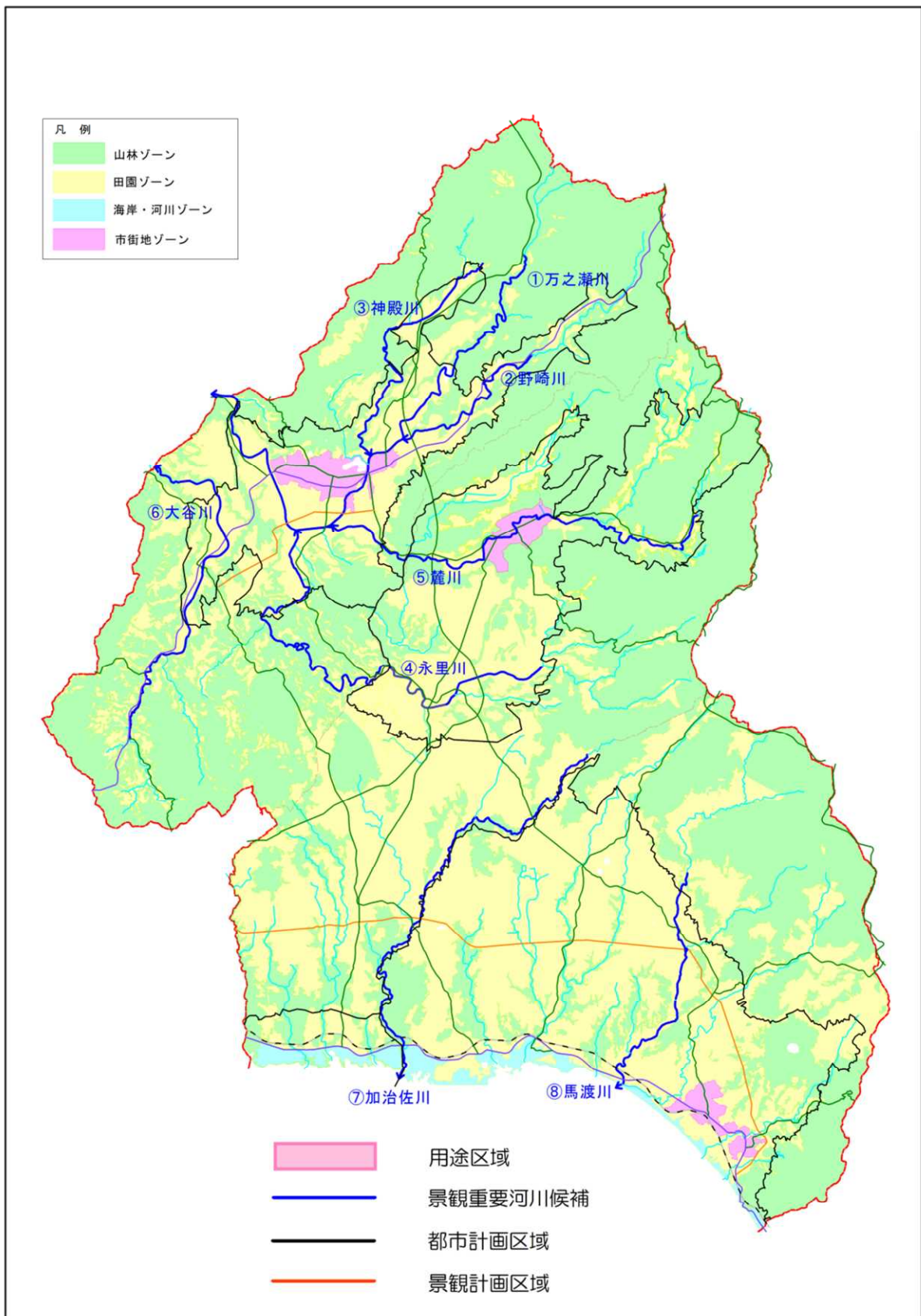
2 景観重要河川

景観重要河川は、滝や清流を有し、自然の風情を醸し出す川、昔から住民に親しまれている川、8 河川を候補として設定し、良好な河川景観は保全するとともに、今後指定に向けて管理者との協議をし、河川を活用した景観づくりを進めます。

■ 景観重要河川候補の設定と各河川の概要

	種別	河川名	概要
①	二級河川	万之瀬川	川辺町清水地区から南さつま市へ流れる万之瀬川。岩屋公園内を流れ、流水プールで人気のある川。
②	二級河川	野崎川	万之瀬川の支川の一つで、川辺町田代地区を流れる河川。河川沿いに桜並木の景観、一部自然に削られた巨岩が広がる河川景観がある。
③	二級河川	神殿川	万之瀬川の支川の一つで、川辺町神殿地区から野間大久保地区を流れる河川。河床が浅く、透明な水が流れ、クレソンの自生など清流の景観が形成されている。
④	二級河川	永里川	万之瀬川の支川の一つで、知覧町永里地区から川辺町高田地区を流れる川。河床は岩になっており、河床から湧水があり、水遊びのできる河川。
⑤	二級河川	麓川	万之瀬川の支川の一つで、知覧町手蓑地区、麓地区、川辺町川辺地区を流れる河川。武家屋敷群付近のせせらぎ公園は親水景観、永久橋付近のモミジと川の美しい自然景観が形成されている。また、蟹ヶ地獄は、岩と苔の自然の造形美が残る河川景観になっている。
⑥	二級河川	大谷川	万之瀬川の支川の一つで、川辺町大丸地区から勝目地区を流れる河川。
⑦	二級河川	加治佐川	穎娃町で東シナ海に南下する河川で、下流域は、ジャングルのような南国的な景観になっており、川登り SUP(サップ) ^{※1} を楽しめる川。
⑧	二級河川	馬渡川	穎娃町で東シナ海に南下する河川で、滝群、せせらぎのある河川景観を有する。

※1 SUP とは、スタンドアップパドルボードの略称で、専用のボードに乗ってパドルでこぎ進むスポーツ。



景観重要河川候補 位置図



①万之瀬川



②野崎川



③神殿川



④永里川



⑤麓川



⑤麓川(中流)



⑥大谷川



⑦加治佐川



⑧馬渡川

■ 課題

- ・現在の良好な自然景観を有する河川景観は保全・活用し、人が近づくと危険で景観的にも美しくないコンクリート護岸を、今後、防災を考慮した上で、多自然な河川景観に再生することが必要になります。

■ 景観形成の目標

【守る】

- ・清流や源流等の自然景観と共に、河川周辺の石橋等の歴史資源を保全します。
- ・水質も含め、滝や自然のまま残る河川景観を守ります。
- ・水生生物、魚類ばかりでなく、堤の緑地に生息する野鳥や昆虫があふれる河川環境を保全します。
- ・地域住民、事業者、行政が協働で、堤防等の竹やぶや草払いの河川愛護活動の継続、自治会間の連携等、維持管理により河川景観を保全します。

【育てる】

- ・多自然の河川整備を行い、自然的な河川景観を創出します。
- ・子供たちが安心して遊べ、生き物にふれあえる川づくりを行い、親水景観を創出します。
- ・生物に優しい川（魚道、ホタルの生息に必要な環境など）を整備し、河川景観を形

成します。

- 治水上必要な河川整備は、多自然川づくりを行い、自然的な河川景観を創出します。
- 人工的な白いコンクリート河川護岸を見直し、景観に配慮した多自然な護岸として、景観を再生します。
- 河川へのゴミ投棄の防止や汚濁水の放流等の行為がないよう規制等により、水質を維持させ河川の自然景観の保全に努めます。

【活用】

- 麓川の蟹が地獄や馬渡川沿いのパワースポットなどへ近づけるアクセス路等を整備し、美しい河川景観を活用した集客・広報活動を行います。

○ 景観重要河川の景観イメージ

人工的な河川護岸を見直し、景観に配慮した多自然な護岸として、以前の川の景観を再生する



水質も含めて滝、自然な川を守る



多自然の河川整備を行い、自然的な河川景観を創る



景観スポット等に近づけるアクセス路等を整備し、美しい河川景観を活用した集客を行う



新たなビューポイントを発掘し、駐車場の設置等利用者の利便性を図り、景観を楽しむ場を創造する

第3章 良好な景観形成のための行為の制限

南九州市では、良好な景観形成を図るため、届出制度を定め、景観計画区域（市全域）における一定の行為について、届出を行い、「景観形成基準」に合致しているかを確認します。

届出制度の対象とする「行為」や「規模」、「景観形成基準」については、次ページ以降のとおりとします。

なお、届出の対象となった「行為」そのものを規制する制度ではありません。

届出対象行為

- ・建築物の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更
- ・工作物の新築，増築，改築等外観の模様替え，色彩の変更
（再生可能エネルギー施設を除く）
- ・再生可能エネルギー施設の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更
- ・建築物の建設等のための開発行為
- ・土地の開墾，土砂の採取，鉱物の採取その他土地の形質の変更
- ・木竹の伐採又は植栽
- ・屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積
- ・屋外広告物の設置

第 1 節 建築物・工作物の新築，増築，改築等

1 対象行為の規模

種 別		対象とする行為の規模
建築物	・新築，増築，改築 ・外観の変更※（模様替え，色彩の変更，修繕）	延べ床面積 500 ㎡超または高さ 13m を超えるもの，もしくは 3 階以上の建築に関する行為
工作物		<u>建築基準法施行令第 138 条で指定される工作物</u> ・高さ 6m 超の煙突 ・高さ 15m 超の鉄柱，木柱等 ・高さ 4m 超の広告塔，記念塔，電波塔等 ・高さ 8m 超の高架水槽，サイロ，物見塔等 ・高さ 2m 超の擁壁，さく，塀 ・観光用のエレベーター，エスカレーター ・メリーゴーラウンド，観覧車等の遊戯施設 ・アスファルトプラント，コンクリートプラント等の製造施設 ・自動車車庫の用途に供する工作物 ・石油，ガス，穀物，肥料等を貯蔵する施設 ・汚物処理場，ごみ焼却場等 <u>再生可能エネルギー施設</u> ・出力 10 kw 以上かつ面積 1,000 ㎡以上の太陽光電池発電設備 ・出力 20kW 以上の風力発電設備

※外観の変更は全体見付面積の 2 分の 1 以上となるもの

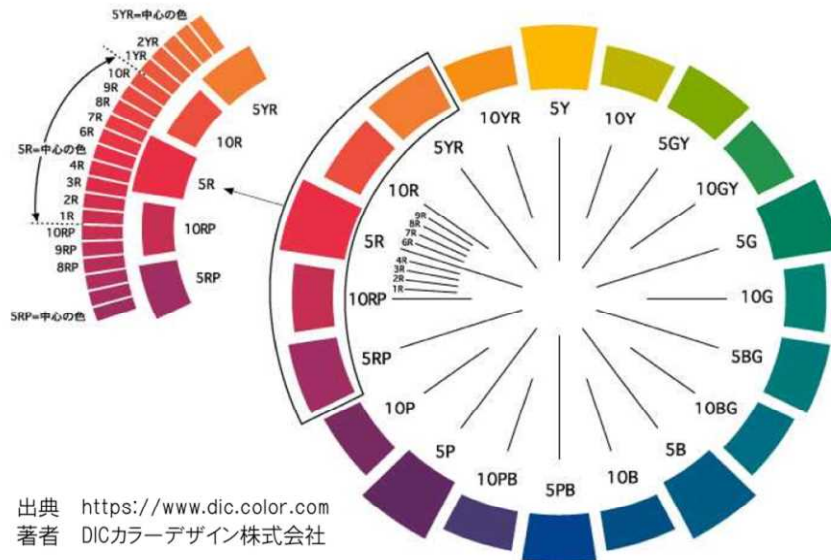
2 建築物・工作物（再生可能エネルギーを除く）景観形成基準

項目	景観形成基準
配置・規模	地域の景観を特徴づけている山、茶畑、田畑や海、河川等への眺めと調和した配置・規模とするよう努めること。
高さ	- 背景となる山並みや丘陵地及び田園から突出しない高さとなるよう努めること。 - 背景となる山並みの稜線を分断しない高さとするよう努めること。
形態・意匠・素材（外観）	- 周辺の自然環境や田園景観、眺望景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とするよう努めること。 - 大規模なものとなる場合は、長大な壁面等により周囲の圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠を工夫するよう努めること。 - 外観の素材は、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定するよう努めること。
壁面（配置）	道路境界からの後退や、接道部への植栽等によりゆとりある空間の創出を図り、通りに接する壁面が圧迫感を与えないように努めること。
屋外設備	- 屋外階段は、建築物本体と調和を図るように努めること。 - 室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩の工夫に努めること。 - 配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう努めること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないように努めること。
色彩（壁面、屋根、屋上）	- 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 - 壁や屋根における高彩度の色や色の多用は避ける。 - 周囲が田園・山地等の自然景観である場合は、高明度の色は避ける。 ※ゾーン毎の色彩に関する景観形成基準は、別表に基づく。
外構・緑化	- 駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないような設置に努めること。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等に努めること。 - 道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いるよう努めること。
照明（夜間の特定照明）	周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさのものは避けるよう努めること。

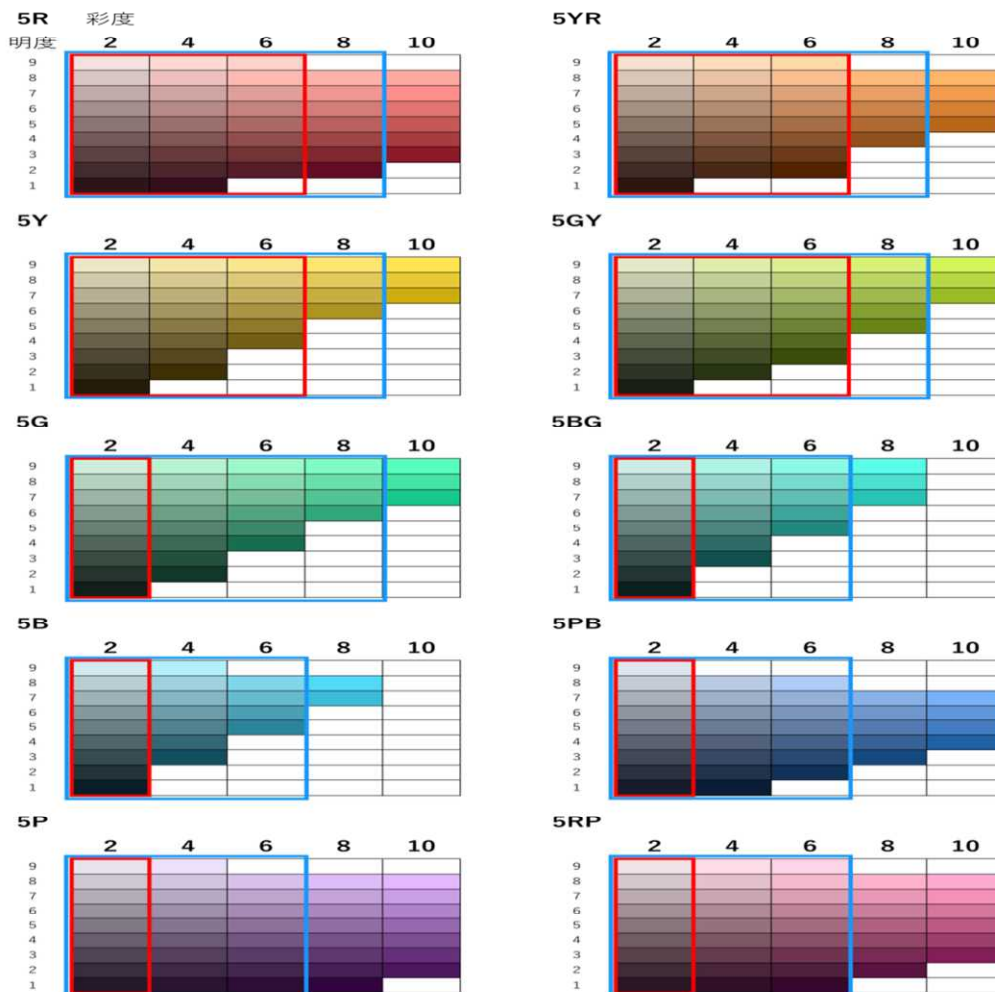
（別表）ゾーン毎の色彩に関する景観形成基準（但し、景観形成重点地区は除く）

山林	田園	海岸	市街地	
			住居系市街地	商業系市街地
・ R（赤）, YR（オレンジ）, Y（黄色）,GY 系（黄緑）の色相を使用する場合は彩度 6 以下 ・ その他の色相…彩度 2 以下 ・ アクセント色としての高彩度色は、建築物又は工作物の、全面見付面積の 20%以内の使用が可能			・ 周囲の景観と調和した色彩・意匠とし、高彩度色の使用はなるべく避ける。 ・ 色の使用数は可能な限り少なくする。	

主要10色相のマンセル色相環



主要10色相の明度と彩度/マンセル表色系



赤枠: 建築物・工作物の色彩基準(商業系市街地除く)
青枠: 屋外広告物の色彩基準

3 再生可能エネルギー施設の景観形成基準

3-1 太陽光発電施設

項目	景観形成基準
配置	・道路から容易に望見できる場合は、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とするよう努めること。 ・景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、分散配置し、人工物の存在感を軽減させるよう努めること。 ・尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さず、土地形状に違和感を与えることのないよう配置に努めること。 ・反射光が市街地や集落に影響を及ぼすことがないように配慮すること。 ・地域の良い景観資源（地域の歴史的・文化的景観資源、地域のシンボリック樹木等）への近接を避けるように努めること。
形態・意匠	・太陽光発電施設の外周は、植栽等を用いるなど人工物の存在感を軽減するよう努めること。
色彩	・太陽光パネルの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用する。 ・太陽光パネルのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用する。 ・景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電設備を背景の色彩と極力同化させ、周辺の景観との調和に配慮すること。
附属設備	・太陽光発電施設の附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス、架台等）の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。
緑化・目隠し	・道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透視性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減するよう努めること。
維持管理	・太陽光発電施設および敷地内は、定期的に保守点検を行い時間的経過に伴う景観悪化を防止する等、適切な維持管理に努めること。

3-2 風力発電施設の景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	・地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観の保全に努めること。 ・主要な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。 ・地域固有の景観を阻害しないよう配慮すること。 ・その他、周囲の景観との調和が図られるよう努めること。 ・尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さず、土地形状に違和感を与えることのないよう配置に配慮すること。 ・景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、分散配置し、人工物の存在感を軽減させるよう努めること。
色彩	・色彩については、白又は薄い灰色を基調とする。
維持管理	・風力発電施設および敷地内は、定期的に保守点検を行い、時間的経過に伴う景観悪化を防止する等、適切な維持管理に努めること。

第2節 建築物の建設等のための開発行為

1 対象行為の規模

建築物の建設等に伴う 3,000 m²以上の開発行為すべて

2 景観形成基準

- 地形を生かし、地形改変が最小限となるよう努めること。
- 切土・盛土は最小限となるよう努めること。
- 一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には、長大なものとはできる限り避け、周辺には圧迫感を与えないよう努めること。止むを得ず長大なものとなる場合は、緑化等の措置により、周辺と調和するよう努めること。
- 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう努めること。
- 耕作放棄地や休耕田は、その活用を図り、景観を守り、育てることに努める。
- 自然とのふれあい空間や生物の生息環境の確保に努めること。



法面は緑化や分割により圧迫感を抑える

第3節 土地の開墾，土砂の採取，鉱物の採取その他土地の形質の変更

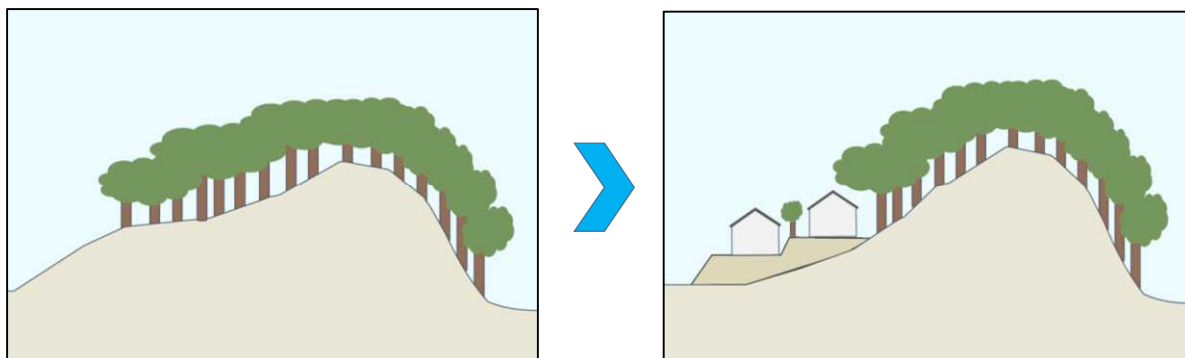
1 対象行為の規模

都市計画法等の適用を受けない市内の開発行為

- ・都市計画区域内：1,000 m³以上の当該行為
- ・都市計画区域外：3,000 m³以上の当該行為

2 景観形成基準

- ・地形を生かし，地形改変が最小限となることに配慮した造成に努めること。
- ・切土・盛土は最小限となるよう努めること。
- ・一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には，長大なものとはできる限り避け，周辺には圧迫感を与えないよう努めること。止むを得ず長大なものとなる場合は，緑化等の措置により，周辺と調和するよう努めること。
- ・擁壁等は，自然素材を使用するなど，できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。
- ・耕作放棄地や休耕田は，その活用を図り，景観を守り，育てることに努める。
- ・自然とのふれあい空間や生物の生息環境の確保に努めること。
- ・既存の樹木などとはできる限り保全・活用する。
- ・道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないように採取・採掘位置等の工夫に努めること。



盛土や切土を最小限にし，既存の樹木を保存する

第4節 木竹の伐採又は植栽

1 対象行為の規模

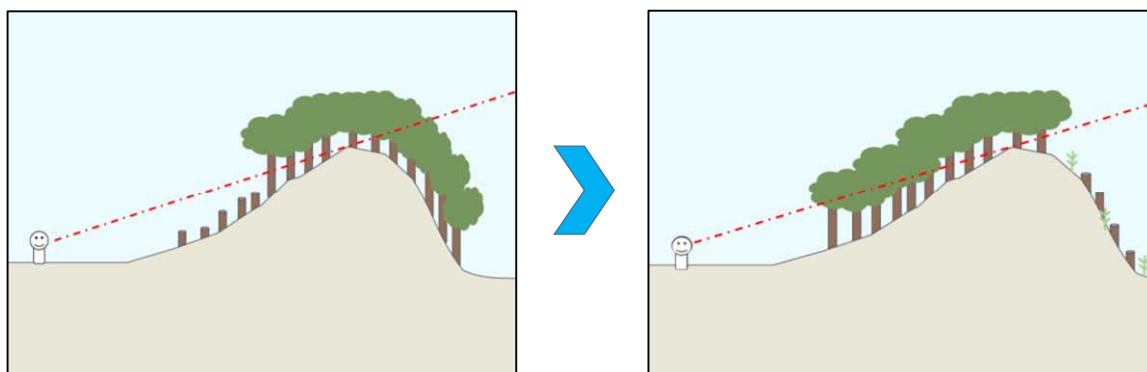
地域森林計画の対象となっている森林における 3,000㎡以上の伐採

2 景観形成基準

- 道路や視点場などの公共の場から見える山林の伐採は、できる限り避けるよう努めること。止むを得ず伐採する場合は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法の工夫に努めること。
- 伐採後は植林し、山林を育成するとともに、作業道は災害を引き起こさないよう努めること。
- 松林等海岸・河川景観を形成している樹林の伐採はできるだけ避けるよう努めること。伐採後は、植林し、景観の保全に努めること。



伐採面積を縮小し、再植林をするイメージ



山の稜線から奥を伐採するなどの配慮をする

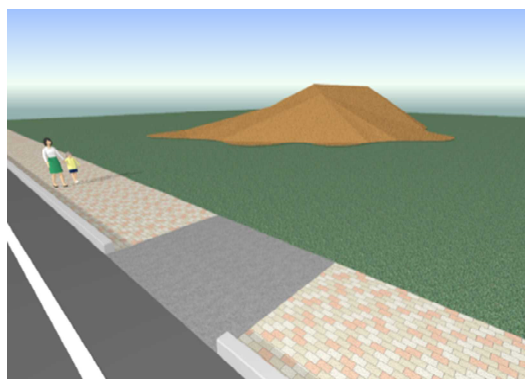
第5節 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

1 対象行為の規模

当該行為に係る土地の面積が 500㎡以上または堆積高さが 3m以上かつ仮置きを含む堆積期間がおおむね 3か月以上にわたるもの

2 景観形成基準

- ・道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置の工夫に努めること。
- ・堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行う等の工夫に努めること。
- ・山林や海岸・河川への土石・廃棄物等の投棄を禁止するとともに、支障のある樹木処理・流木の除去等を行い、良好な景観の確保を図ること。



- ・塀で囲む、植樹をするなどして目隠しをする
- ・堆積物の高さをなるべく抑える。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定方針

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物，工作物）又は樹木，公共施設などについて，景観重要建造物または景観重要樹木，景観重要公共施設として指定するための基本的な考え方を定めるものです。

指定により，景観に係る建築基準法の規制緩和や建造物の維持のための負担軽減等が適用され，地域の景観上，重要な建造物を維持・保全・継承することが可能になります。

今後は，地域等から指定に向けた推薦などにより，景観審議会で審議された後，指定していくことになります。

第1節 景観重要建造物

景観重要建造物は，景観上，重要な価値のあると認められる建造物（建築物・工作物）について，以下の方針に該当するものについては，所有者等の同意を得た上で，指定していきます。

ただし，文化財保護法により保全できる登録文化財，県・市の指定文化財などは，指定の対象外になります。

なお，外観の現状変更について，生活上必要な改修は可能であり，内部は自由に利用することができます。

指定方針
・地域のシンボルとして，市民に親しまれている建造物 ・地域の自然，歴史，文化，産業，生活等を象徴する建造物 ・建築学上，優れたデザインを有するなど建築的価値のあるもの

地域ワークショップ等で候補として挙げられたもの



椎原病院



旧長谷小学校



矢櫃橋

第2節 景観重要樹木

景観上、重要な価値のあると認められる樹木について、以下の方針に該当するものは、所有者等の同意を得た上で、指定していきます。

ただし、文化財保護法により保全される登録文化財、県・市の指定文化財などは、指定の対象外になります。

指定方針
・地域のシンボルとして、市民に親しまれている樹木 ・地域の自然，歴史，文化，産業，生活等を象徴する樹木 ・地域の景観を特徴づけ，良好な景観形成に寄与する樹木 ・相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木（文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物，史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く） ・美観上，優れた樹形を有する樹木

地域ワークショップ等で候補として挙げられたもの



武家屋敷入口のイチョウ



穎娃文化会館前のアコウ



霜出小学校のケヤキ



県道穎娃川辺線のイチョウ並木

第3節 景観重要公共施設

景観重要公共施設は、道路、河川、都市公園、港湾、漁港等の特定公共施設のうち、良好な景観の保全が必要な施設について、適切に整備・管理するために、公共施設管理者との協議・同意に基づき、指定することができます。

指定方針

- ・景観形成重点区域内や景観資源周辺などに位置し、良好な景観の構成要素となっている公共施設で、景観づくりを周辺と一体的に推進する必要がある施設
- ・地域住民や事業者などが積極的に景観づくりに取り組んでいる地域に位置する施設
- ・当該公共施設の整備により、周辺と一体的な良好な景観の創出が期待できる施設
- ・大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与える施設
- ・その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設

地域ワークショップ等で候補として挙げられたもの



岩屋公園



番所鼻自然公園



麓川



県道谷山知覧線清流溝

第4節 その他景観重要資産

その他の景観資源であって、特に地元で景観資源として位置づけられているものは、地域からの推薦や提案があれば「景観重要資産」として指定します。

指定方針
• 地元のシンボルやイメージとなっている景観資源で、周辺住民に親しまれ愛されているものであること • 地域文化的に重要な価値を持ち、周辺住民により積極的な保全活動がなされていること • 周辺住民による積極的な整備により、一体的な景観形成の創出が期待できること • 道路など公共の場所から容易に見ることができること

地域ワークショップ等で候補として挙げられたもの



たかたの命水



佃の棚田

第5章 屋外広告物の制限

南九州市では、開聞岳を眺望する海岸線の国道や南薩縦貫道沿線及び新庁舎周辺に、商業施設等の立地に伴い、比較的規模の大きい屋外広告物が設置される可能性があります。

屋外広告物は、企業の情報提供、施設案内、PR活動等多様な目的で設置されますが、良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすことから、南九州市の自然景観や歴史景観等に配慮した設置が必要です。

なお、屋外広告物に関しては、鹿児島県屋外広告物条例により規制されていますが、景観計画策定後にその規制区分が第2種制限地域から第3種制限地域^(※)に緩和される地域があること等を踏まえ、屋外広告物の行為の制限を行うこととします。

※制限地域については、「南九州市景観形成ガイドライン」を参照してください。

1 対象行為の規模

種 別	対象とする行為の規模
届 出	鹿児島県屋外広告物条例第5条の許可が <u>必要ない</u> もので、高さが4m超となる広告物の新設
事前協議	鹿児島県屋外広告物条例の許可が <u>必要な</u> もので、屋外広告物の新設又は意匠・色彩の変更

※事前協議に関しては、可能な限り協力いただくようお願いするものです。

2 屋外広告物の景観形成基準

- ・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、高彩度色の多用や、突出した印象の色彩を避けるよう努めること。
- ・写真を利用した広告は、写真面積にも配慮すること。
- ・明度は周囲の景観に調和するように努めること。
- ・建築物・工作物と一体となったサイン・看板については、周囲の景観と調和する色彩とするよう配慮すること。
- ・基調色の色彩上限（57ページを参照）
R(赤), YR(オレンジ), Y(黄), GY(黄緑), G(緑)・・・彩度8
BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)・・・彩度6
- ・アクセントカラーとして高彩度色を使用するときは、対向面積の1/5までとするよう努めること。原色は使用を控えるが、素材が天然素材で着色されていない場合は例外とする。
- ・意匠に写真を取り入れる場合は、対向面積の1/2までとし、色彩基準を満たし、かつ、写真部分の面積が10㎡を超えないよう努めること。

第6章 景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件の確保を図るための措置を計画に位置付ける必要がある区域を定め、区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の管理や景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について定めるとともに、その整備・保全の方向や具体的な事業・活動について定めるものです。

本市においては、良好な景観形成を図る上で、景観農業振興地域整備計画が必要な場合には検討します。

第7章 景観づくりの推進

第1節 取り組み体制の構築

南九州市では、景観計画を円滑に運用し、良好な景観づくりを推進していくため、市民や事業者・第三者機関・行政が一体となって、取り組む体制を構築します。

■ 庁内の推進体制の構築

本市は、景観計画に基づき、景観づくりを円滑に推進していくため、景観担当課をはじめ、関係部署が連携して取り組む体制を構築します。

具体的には、景観担当課の窓口の設置、届出制度の運用に際しての関係部課との連携、市民への制度の周知等の取り組みを行います。

■ 景観審議会の設置

景観審議会は、景観に関して専門的見地から検討を行う第三者機関として、設置します。

景観審議会における審議事項は、以下のとおりです。

(審議事項)

- (1) 景観計画の策定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除に関すること。
- (3) 法第17条第1項の規定による命令に関すること。
(建築物や工作物の新築、色彩の変更に関する是正命令)
- (4) 景観計画に定めた基準の運用に関すること。
- (5) その他景観形成に関し必要な事項

■ 景観整備機構の設置

景観整備機構は、地域や民間の活動を市が認定する制度であり、建築士会・建設業協会・造園協会等の本市の団体やNPO等により、必要に応じて設置するものとします。

景観整備機構の活動は、以下を予定しています。

(活動内容)

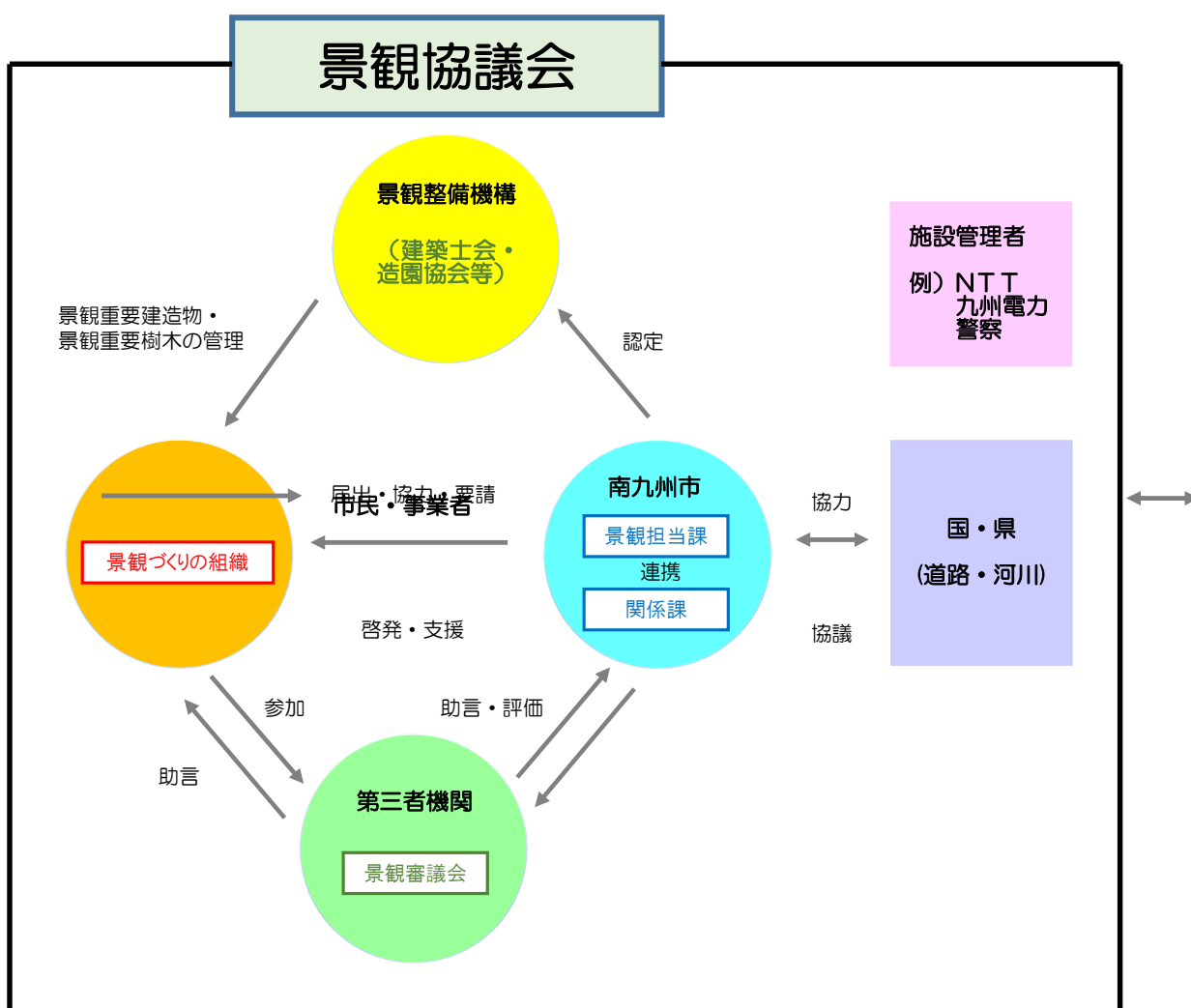
- ・土地の取得や景観重要建造物等の管理等

■ 景観協議会の設置

景観協議会は、前述の市民・事業者・第三者機関・景観整備機構に加え、通信、電力事業者、警察並びに道路・河川等の施設管理者を加えて、総合的な分野から一体的に推進していく体制を構築します。

（協議事項）

- ・ 景観重要公共施設の指定に向けての協議
- ・ 無電柱化の区間の設定等、重要路線の景観に配慮を必要とする区間の設定など



景観づくりの推進体制のイメージ

第2節 届出制度の円滑な運用

本市は、届出制度を円滑に運用するため、以下のようなフローに基づき、実行性の高い届出制度を実施するとともに、景観形成ガイドラインや市民等へ向けてのパンフレット配布により、市民・事業者への景観計画の周知を実施します。

1 届出制度の運用

事前相談・事前協議

一定の行為については、あらかじめ行為の着手前に事前相談を受け付け、必要な事項について事前協議を行い、行為の届出を行います。

事前協議においては、必要に応じて景観アドバイザーによる助言・指導を行います。

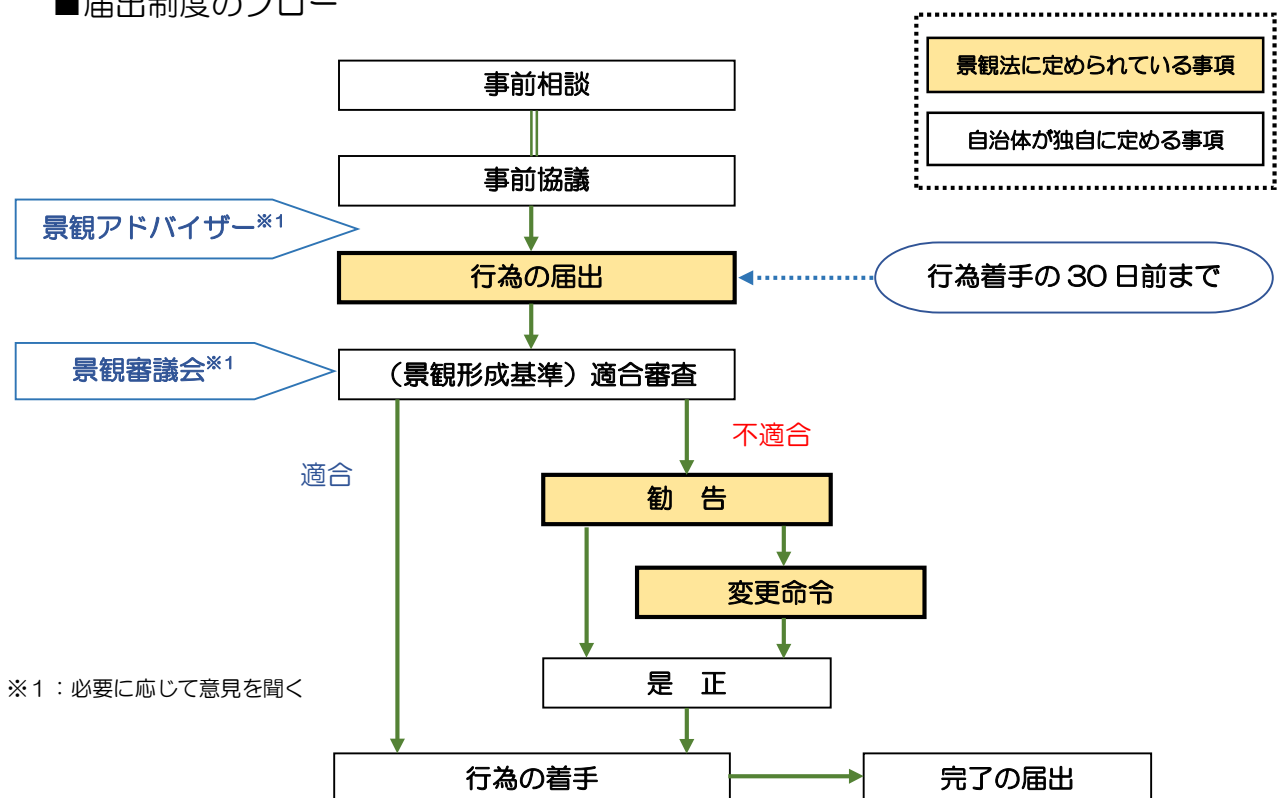
景観形成基準への適合審査

行為の届出について、南九州市の担当窓口において、景観形成基準との適合審査を行い、その後、必要に応じて景観審議会で案件の審査を行います。

勧告・変更命令

景観形成基準に不適合な場合は、届出者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告や変更命令を出すことがあります。

■届出制度のフロー



第3節 景観づくりの取り組みに対する支援

1 景観に関する情報提供の実施

本市は、市民や事業者の景観に対する関心を高めていくため、ホームページを活用し、かわら版による取り組みの状況や景観計画の概要等の情報提供を行います。

また、景観研修会や景観重点地区候補地でのワークショップの開催等、計画の作成状況の情報提供を行います。

さらに、地域による景観改善の情報を提供します。

2 景観づくりを担う人材の育成

景観研修会やワークショップの開催時において、他都市の景観づくりの取り組み事例の紹介や地域毎の具体的な対応策を検討し、積極的に景観づくりを担う人材の育成を図り、市民の景観づくりへの取り組みを支援します。

3 組織づくりへの支援

本市は、市民や事業者による景観づくりを推進するため、市内の団体やNPO法人等による景観整備機構の指定やその活動に対する支援を実施します。

4 景観づくりの推進

- 景観区域内において、景観まちづくり団体等がワークショップ等を開催し、地区内の景観に関する合意形成を目的に策定する地域景観計画により、景観形成重点地区指定に向けた取組を推進するとともに景観改善の誘導を図ります。
- 地域景観計画の区域内において、計画に基づいた修景やベンチの設置などにより、景観改善の誘導を図ります。

